

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月24日

【事業年度】 第96期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社筑波銀行

【英訳名】 Tsukuba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 生田 雅彦

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市中央二丁目11番7号

【電話番号】 (029)821局8111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 岡野 強志

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東二丁目9番4号
株式会社筑波銀行東京支店

【電話番号】 (03)3835局6031(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長 古河 利弘

【縦覧に供する場所】 株式会社筑波銀行東京支店
(東京都台東区台東二丁目9番4号)

株式会社筑波銀行松戸支店
(千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	44,730	41,186	40,606	38,119	37,819
連結経常利益	百万円	8,521	5,713	4,933	1,995	2,632
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	6,464	3,701	3,037	1,083	1,223
連結包括利益	百万円	173	1,231	4,223	1,446	4,744
連結純資産額	百万円	109,545	105,677	109,449	110,460	105,303
連結総資産額	百万円	2,317,086	2,376,801	2,420,184	2,401,627	2,379,649
1株当たり純資産額	円	876.20	855.83	901.77	914.31	851.79
1株当たり当期純利益	円	77.16	44.38	36.54	13.13	14.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	37.68	18.88	16.63	4.98	4.58
自己資本比率	%	4.72	4.44	4.52	4.59	4.42
連結自己資本利益率	%	5.88	3.44	2.82	0.98	1.13
連結株価収益率	倍	3.90	7.02	9.57	14.69	11.50
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,237	5,925	86,159	39,540	54,177
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,907	12,267	10,319	102,216	30,146
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,610	2,637	452	434	412
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	75,347	79,050	154,438	216,679	192,236
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,690 [1,021]	1,675 [1,042]	1,660 [1,033]	1,607 [993]	1,526 [916]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	44,119	40,685	40,092	37,586	37,406
経常利益	百万円	7,887	5,308	4,443	1,776	2,308
当期純利益	百万円	5,959	3,407	2,743	936	1,012
資本金	百万円	48,868	48,868	48,868	48,868	48,868
発行済株式総数 (普通株式) (第二種優先株式) (第四種優先株式)	千株	82,553 709 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000
純資産額	百万円	107,412	102,666	105,689	106,701	102,192
総資産額	百万円	2,318,480	2,378,950	2,421,863	2,403,672	2,381,813
預金残高	百万円	2,180,502	2,245,712	2,286,223	2,256,981	2,251,676
貸出金残高	百万円	1,602,818	1,669,067	1,632,853	1,646,313	1,685,616
有価証券残高	百万円	597,718	576,463	571,248	475,116	437,121
1株当たり純資産額	円	850.35	819.36	856.22	868.76	814.10
1株当たり配当額 (普通株式) (第二種優先株式) (第四種優先株式) (内1株当たり中間配当額) (普通株式) (第二種優先株式) (第四種優先株式)	円 (円)	5.00 60.00 0.75 () () ()	5.00 0.55 () () ()	5.00 0.30 () () ()	5.00 0.00 () () ()	5.00 0.05 () () ()
1株当たり当期純利益	円	71.05	40.81	32.98	11.34	12.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	34.74	17.38	15.02	4.30	3.79
自己資本比率	%	4.63	4.31	4.36	4.43	4.29
自己資本利益率	%	5.56	3.24	2.63	0.88	0.96
株価収益率	倍	4.23	7.64	10.61	17.01	13.89
配当性向	%	7.03	12.25	15.16	44.08	40.88
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,612 [966]	1,596 [985]	1,576 [969]	1,524 [933]	1,448 [863]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	%	78.66 (89.18)	82.77 (102.28)	93.83 (118.51)	54.75 (112.54)	50.12 (101.84)
最高株価	円	476	367	434	394	268
最低株価	円	264	254	303	185	118

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

1921年11月	茨城無尽(株)設立 本店を水戸市に置く
1927年4月	下妻無尽(株)設立 本店を下妻市に置く
1952年5月	下妻無尽(株) 相互銀行へ転換、商号を(株)東陽相互銀行に変更 茨城無尽(株) 相互銀行へ転換、商号を(株)茨城相互銀行に変更
1952年9月	(株)関東銀行設立 本店を土浦市に置く(同年10月開業)
1974年4月	(株)関東銀行、株式を東京証券取引所市場第二部に上場(1977年3月第一部に指定)
1975年4月	(株)関東銀行、外国為替業務開始
1977年1月	(株)関東銀行、総合オンライン稼働
1983年5月	(株)関東銀行、国債等公共債窓口販売業務開始
1983年7月	(株)関東銀行、関銀ビジネスサービス(株)(2010年3月、筑波ビジネスサービス(株)に商号変更)設立 (現・連結子会社)
1984年1月	(株)関東銀行、関東信用保証(株)(2010年3月、筑波信用保証(株)に商号変更)設立(現・連結子会社)
1984年9月	(株)茨城相互銀行、(株)茨銀ビジネスサービス設立
1987年12月	(株)関東銀行、第3次オンライン稼働
1989年2月	(株)東陽相互銀行 普通銀行へ転換、商号を(株)つくば銀行に変更 (株)茨城相互銀行 普通銀行へ転換、商号を(株)茨城銀行に変更
1989年7月	(株)関東銀行、関銀コンピュータサービス(株)(2013年4月、筑波総研(株)に商号変更)設立(現・連結子会社) (株)茨城銀行、いばぎん信用保証(株)設立
1991年2月	(株)関東銀行、海外コルレス業務取扱認可
1991年9月	(株)茨城銀行、(株)いばぎんミリオンカード(2002年1月、(株)いばぎんカードに商号変更)設立
1993年8月	(株)関東銀行、かんぎん不動産調査(株)設立
1993年11月	(株)関東銀行、信託代理店業務取扱開始
1996年11月	(株)つくば銀行、(株)つくば保証サービス設立
1998年7月	(株)関東銀行、関銀オフィスサービス(株)設立
1998年12月	(株)関東銀行、投資信託窓口販売業務取扱開始
2000年5月	(株)関東銀行、新オンラインシステム稼働
2001年4月	(株)関東銀行、保険商品窓口販売業務取扱開始
2001年10月	(株)関東銀行・(株)つくば銀行・(株)茨城銀行 三行による「包括的業務提携」の合意
2002年10月	(株)関東銀行、生命保険商品窓口販売業務取扱開始
2003年4月	(株)関東銀行と(株)つくば銀行が合併、商号を(株)関東つくば銀行に変更(資本金200億円) 関東信用保証(株)、(株)つくば保証サービスを吸収合併
2005年10月	(株)関東つくば銀行、証券仲介業務取扱開始
2008年1月	(株)関東つくば銀行、じゅうだん会共同版システム稼働
2009年6月	(株)いばぎんカード、(株)茨銀ビジネスサービスを吸収合併
2009年8月	(株)関東つくば銀行グループ、(株)茨城銀行グループ並びに(株)あおぞら銀行グループ三行の戦略的業務提携に関する基本合意
2010年1月	(株)関東つくば銀行、本部機能をつくば市に移転
2010年2月	関銀ビジネスサービス(株)、関銀オフィスサービス(株)を吸収合併 関東信用保証(株)、かんぎん不動産調査(株)を吸収合併
2010年3月	(株)関東つくば銀行と(株)茨城銀行が合併、商号を(株)筑波銀行に変更(資本金313億円)
2010年5月	オンラインシステム統合 (株)あおぞら銀行と戦略的業務提携に基づく預金代理業務の開始
2010年7月	ブランチ・イン・ブランチ(店舗内店舗)形式による店舗統合開始
2011年9月	金融機能強化法(震災特例)に基づく第四種優先株式350億円発行(資本金488億円)
2011年10月	筑波信用保証(株)、いばぎん信用保証(株)を吸収合併
2015年4月	(株)いばぎんカードの信用保証業務を筑波信用保証(株)へ吸収分割、信用保証業務以外のクレジットカード業務等を(株)筑波銀行が吸収合併
2016年1月	つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合設立(現・連結子会社)
2019年4月	つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合設立

2020年3月末現在、本支店141、出張所14(ブランチ・イン・ブランチ形式による店舗統合後の営業箇所数80)、連結対象子会社4社

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行と連結子会社4社で構成され、銀行業を中心に事務受託業、信用保証業、与信事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業の金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 銀行業

当行の本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。地域重視の営業活動を積極的に展開し、お客さまへの総合的な金融サービスの向上に取り組んでおります。

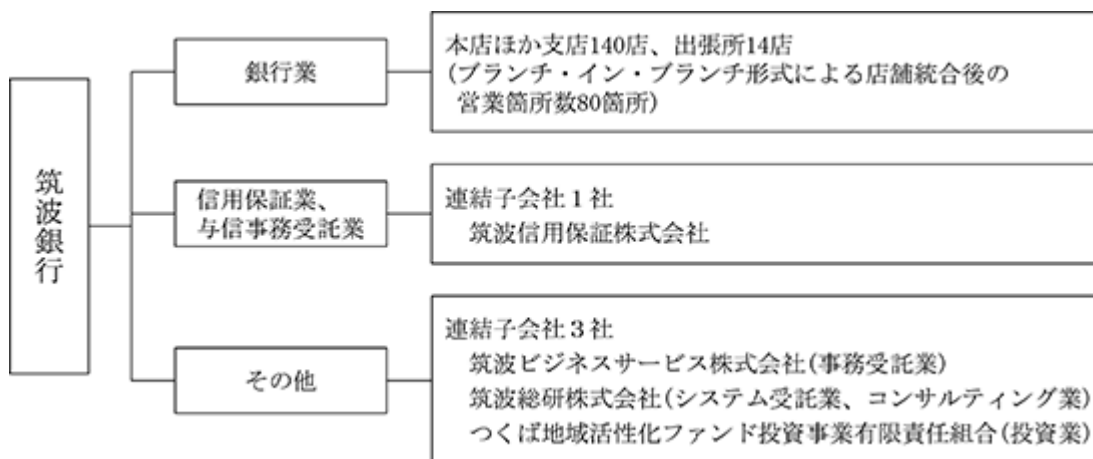
(2) 信用保証業、与信事務受託業

連結子会社において、個人向け貸出の保証業務、担保不動産の調査・評価業務等を行っております。

(3) その他

連結子会社において、現金の整理・精査等の事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 持分法非適用の非連結子会社1社は上記事業系統図に含めておりません。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 筑波ビジネス サービス株式会社	茨城県 つくば市	20	その他 (事務受託業)	100.00	3 (1)		預金取引 業務委託取引	建物賃借	
(連結子会社) 筑波信用保証 株式会社	茨城県 つくば市	91	信用保証業、 与信事務受託業	100.00	3 (1)		預金取引 業務委託取引 保証取引		
(連結子会社) 筑波総研株式会社	茨城県 土浦市	50	その他 (システム受託業、 コンサルティング 業)	100.00	3 (1)		預金取引 業務委託取引	土地建物 賃借	
(連結子会社) つくば地域活性化 ファンド投資事業 有限責任組合	茨城県 土浦市	432	その他 (投資業)	100.00 (1.00)	()		預金取引		

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
なお、投資事業有限責任組合につきましては出資比率を記載しております。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	その他	合計
従業員数(人)	1,448 [863]	21 [18]	57 [35]	1,526 [916]

- (注) 1. 従業員数は、執行役員15人と嘱託及び臨時従業員868人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,448 [863]	41.0	18.5	5,972

- (注) 1. 従業員数は、執行役員14人、出向者55人、嘱託及び臨時従業員817人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、出向者55人分を含めております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当行の従業員組合は、筑波銀行従業員組合と称し、組合員数は1,066人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行及び連結子会社（以下「当行グループ」という。）が判断したものであります。

(1) 経営方針

経営の基本方針

当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」を基本理念に掲げています。永年築き上げてきたノウハウや人材、ポテンシャルの高い営業基盤等を最大限に活用することにより、質の高い金融サービスをお客さまに提供し、これまで以上にお客さまから支持される地域金融機関を目指すとともに、収益力の強化と健全な財務基盤の確立により、企業価値の拡大、株主価値の向上を目指してまいります。

また、従業員が持てる力を遺憾なく発揮し、働きがいがあり、公正に処遇される自由闊達な組織を目指すとともに、金融機関としての社会的責任を自覚し、地域経済活性化・地方創生のために惜しめない貢献を行ってまいります。

目標とする経営指標

当行は、2019年4月から2022年3月までの3年間を計画期間とする第4次中期経営計画『「Rising Innovation 2022」～選択と集中～』を策定し、2019年4月より取組みを開始しました。

この中期経営計画では次の3つの課題に取り組んでおります。

イ．「サービス品質のイノベーション」（「従業員の笑顔」と「お客さまの笑顔」互いの好循環の形成）

従業員が活き活きと金融のプロとしてのスキルを磨ける環境を築き、お客さまに質の高いサービスを提供し喜んでいただくことで、さらなる品質向上意欲につなげていくという好循環を形成してまいります。

ロ．「経営資源のイノベーション」（大胆な経営資源の「選択と集中」の実現）

私たちは、お客さまとのつながりを強化させることを重要と考え、それに関する事柄を選択して、人財・店舗・時間・資金等の経営資源を集中させることで、これまで以上に親近感があり信頼できる銀行を確立してまいります。

ハ．「営業力のイノベーション」（地域に根差した法人・個人ソリューションに徹底注力）

私たちは、お客さまを知り、地域を知り、様々なライフステージに適したソリューション営業を強化してまいります。

「第4次中期経営計画」において、目標とする経営指標は以下のとおりです。

経営指標	2022年3月期 目標	算出方法	当指標を採用する理由
コア業務純益	30億円以上	業務純益＋一般貸倒引当金繰入額 － 国債等債券損益	事業の収益性を追求するため
当期純利益	25億円以上	財務諸表上の数値	事業の収益性を追求するため
自己資本比率	8%台	自己資本の額÷リスク・アセットの額	経営の健全性を追求するため
ROE	2.4%以上	当期純利益÷ ((期首自己資本＋期末自己資本)÷2)	経営の効率性を追求するため
コアOHR	5%改善	経費÷(業務粗利益－国債等債券損益)	経営の効率性を追求するため

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少による市場規模の縮小に加えて、大規模な金融緩和と政策の継続に伴う貸出金・有価証券の運用利回り低下による収益環境の悪化が懸念されています。また、フィンテックやAIの進展およびキャッシュレス化の推進等に伴う異業種参入による競争環境の激化など、引き続き厳しい経営環境が見込まれています。

このような環境のなか、当行は「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」という経営理念に基づき、「ファースト・コール・バンク」の実現を掲げ、お客さまが「最初に相談したい銀行」としての存在感の確立を目指してまいりました。その実現に向けた具体的な施策として、2019年4月より、第4次中期経営計画「Rising Innovation 2022～選択と集中～」をスタートさせました。

2020年度は中期経営計画の2年目であり、2022年3月末の目標達成に向けた足固めを築く重要な1年になります。取り巻く経営環境や対処すべき課題を踏まえ、中期経営計画における諸施策を通して地元中小企業に対する事業性評価に基づく資金繰り改善支援や本業支援など経営課題解決に向けた取組みや、お客さまの安定的な資産形成の実現に向けて、各種サービスの提供に努めるなど、将来にわたって十分な金融仲介機能を発揮してまいります。また、環境・社会・ガバナンス（ESG）や国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の課題にも積極的に取組み、「筑波銀行SDGs宣言」で掲げた地域経済の持続的な発展に貢献することで持続可能なビジネスモデルの構築に努めてまいります。さらに、株主の皆さまとの建設的な対話などを通じ、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図り、企業価

値の向上に努めてまいります。

現在、我が国においては新型コロナウイルス感染症の拡大抑止に向けて官民一体となり取組んでおりますが、感染症拡大の影響による内外経済の減速も大きく、国内消費も落ち込むなど、景気の停滞感がより一層強まる可能性が懸念されております。当行の主たる営業基盤である茨城県内においても新型コロナウイルス感染症の影響が、中小企業を中心に徐々に拡大している状況です。地元中小企業に対して資金対応や条件変更等を含めた経営相談に丁寧かつ真摯に取り組むことが、地域金融機関としての役割・責任であり、地域経済の持続的発展ならびに当行の成長につながると思え、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(主要なリスクについて)

当行の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクとして、以下に記載したリスクのうち信用リスク及び市場リスクがあげられます。

当行は、当該リスクについて、統計的手法であるVaRを用いて、ある確率（信頼水準99%）のもと一定期間（例えば1年間）に被る可能性のある最大損失額（リスク量）を見積り・把握しております。

これらのリスクが顕在化した場合、当行の業績・業務運営に影響を及ぼす可能性があるため、当行では業務の継続性を確保する観点から、リスク量が自己資本の範囲内に収まるよう資本配賦制度（リスク量に対する資本の割り当て）を用いた業務運営を行い、経営戦略と一体となったリスク管理を実践しております。

当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めます。

なお、これらのリスク管理体制等については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(1) 信用リスク

不良債権

当行は資産の自己査定基準等に基づき適切な引当・償却を行っておりますが、国内外の景気動向、取引先の経営状態の悪化、担保価値の下落等により、不良債権及び信用コスト（不良債権の引当・償却費用）が増加し、業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金

当行は、自己査定を行い、その結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れによる損失が貸倒引当金の見積りと乖離し、貸倒引当金の額を超える場合があります。また、担保価値の下落及びその他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となり、与信費用が増加する場合があります。

権利行使

当行は、担保価値の下落や不動産市場における流動性の欠如、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先の保有するこれらの資産に対する強制執行ができない場合があります。この場合、信用コストが増加するとともに不良債権処理が進まない恐れがあります。

(2) 市場リスク

価格変動リスク

当行は、市場性のある株式、債券等を保有しております。これら有価証券の価格下落により損失が発生し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

金利リスク

資産と負債の金利または更改期間が異なることから、金利の変動によって利益が減少ないし損失が発生し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

為替リスク

外貨建資産・負債について、為替の価格変動により、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

市場信用リスク

社債、クレジット・デリバティブ等について、信用スプレッドが変動することによって、現在価値および期間損益に影響を与え、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

当行の財務内容の悪化や市場の風評等により必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りが悪化する場合や、資金の確保に通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

(4) オペレーショナル・リスク

事務リスク

当行の役職員が正確な事務を怠り、または事故を起こし、もしくは不正をはたらくことにより、当行が損失を被り経営成績等に影響を与える可能性があります。内部統制・業務フロー等を順守・適宜見直ししていくことで、事業リスクにつながるような大きな事務リスクの顕在化を防止しております。

システムリスク

当行が利用しているコンピュータシステムの停止または誤作動等、システムの不備等の事態が発生した場合、業務が遂行できず、経営成績に影響を与える可能性があります。これに対応するため、「セキュリティポリシー」「システムリスク管理規程」を定め、システムリスクへの体制・対応を整備しつつ、大規模な障害時は、「システム障害対応計画」により対応を行うこととしています。また、ホストオンラインシステム・インターネットバンキングシステムについては、バックアップセンターを設置し、災害時にも業務継続できるよう対策を講じております。

(5) 財務上のリスク

自己資本比率

自己資本比率は、法令等に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。当行は、国内基準を適用しており、自己資本比率を4%以上に維持することを求められております。当行の自己資本比率が4%を下回った場合には、業務の全部または一部の停止命令を含む早期是正措置等が発動されることとなります。

繰延税金資産

当行では、繰延税金資産を現時点の会計基準に基づいて計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。法令等の改正により法人税率等の引下げが行われた場合、あるいは、当行が将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産を減額することとなり、その結果、当行の業績や財務内容に影響を与えるとともに、自己資本比率の低下につながる可能性があります。

退職給付債務

当行の退職給付費用及び債務は、割引率等の数値計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響額は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。今後の割引率や運用利回りの変動によっては、当行の業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損会計

当行が保有する固定資産については、「固定資産の減損に関する会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、使用範囲又は方法の変更、市場価格の著しい下落、収益性の低下などにより減損損失を計上し、当行の業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスク

格付低下のリスク

当行は外部格付機関より格付を取得しておりますが、格付が低下することで経営不安が広がった場合、主に預金流出や株式の売却が想定されます。その場合、預金流出防止のための預金金利引上げにより資金調達コストが上昇し、当行の業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。当行は経営に関する指標や情報について、適切かつタイムリーな開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

風評リスク

当行に関して事実に基づかない風評等により預金の流出が発生した場合、預金流出防止のための預金金利の引上げにより資金調達コストが上昇し、当行の業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。当行は非常事態や突発的なリスク対応のための行内ガバナンス態勢の整備を図るとともに、有事を想定した訓練等を日ごろから実施しております。

情報漏洩

当行は、業務上、多数の顧客情報を保有しておりますが、法令等に則り内部規程を定め情報管理の徹底を図っております。こうした情報が万一漏洩した場合には、当行の業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

法令等の違反に係るリスク

当行業務の遂行が法令等に違反したものであった場合、訴訟の提起や行政処分を受ける可能性があります。また、行政処分等によって当行業務遂行が停止した場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。当行は、内部統制システム構築の基本方針に基づいて、役職員の職務執行の法適合性を確保するため、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス・マニュアルを制定しコンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組み、その実践においてはコンプライアンス・プログラムに基づいて実施しております。

法律や規制の改正

将来における法令等の改正並びに、政策、法令解釈及び実務慣行等の変更により、当行の業務遂行に影響を及

ばすリスクがあり、当該リスクが顕在化した場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。法令等の改正などにおいては、全ての部門が組織横断的に連携して対応にあたり、その進捗及び結果については経営陣へ報告がなされております。

自然災害等

当行の主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模な震災等が発生した場合、事業活動に支障が生じる可能性があります。当該リスクが顕在化した場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。大規模災害発生時は、緊急対策本部を設置し、「業務継続基本規程」や「システム障害対応計画」に基づき、初動対応や業務継続に向けた取組を行うこととしています。

感染症の流行

今般世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症等の流行により、地域の経済活動が停滞し、当行の事業活動に支障が生じ、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症について)

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化懸念により、国内の経済活動が大きな影響を受けており、当行の事業活動にも影響を及ぼしております。当行ではお客さまや役職員の健康及び安全を最優先し、役職員の交替勤務や店舗の営業時間変更の実施、当行主催のセミナーやイベントの開催自粛等の対応により、業務継続体制の維持に努めております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまを全力で支援するために「金融相談窓口」を設置し、資金繰りを含めた経営に関するご相談や、住宅ローンの返済に関するご相談等の総合的な金融サービスの提供による支援に取り組んでおります。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期間継続する場合には、信用コストの増加等により、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

(財政状態)

総資産は、貸出金は増加しましたが、有価証券や現金預け金の減少等により前連結会計年度末比219億78百万円減少し、2兆3,796億49百万円となりました。

負債は、債券貸借取引受入担保金や預金の減少等により前連結会計年度末比168億21百万円減少し、2兆2,743億45百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益を計上しましたが、その他有価証券評価差額金の減少等により前連結会計年度末比51億57百万円減少し、1,053億3百万円となりました。

主要な勘定残高では、預金は、個人預金や法人預金は増加しましたが、公金預金の減少等により前連結会計年度末比50億88百万円減少し、2兆2,407億98百万円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出の増加等により前連結会計年度末比392億46百万円増加し、1兆6,860億26百万円となりました。

有価証券は、地方債は増加しましたが、外国証券や投資信託の減少等により前連結会計年度末比379億93百万円減少し、4,356億9百万円となりました。

(経営成績)

経常収益は、国債等債券売却益や役務取引等収益は増加しましたが、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により前連結会計年度比3億円減少し、378億19百万円となりました。

経常費用は、株式等売却損は増加しましたが、その他業務費用や営業経費の減少等により前連結会計年度比9億37百万円減少し、351億86百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度比6億37百万円増加の26億32百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、同1億39百万円増加の12億23百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

「銀行業」における外部顧客に対する経常収益は、前連結会計年度比2億92百万円減少し372億59百万円、セグメント利益は同5億54百万円増加し23億51百万円となりました。資金運用収益は前連結会計年度比11億43百万円減少し257億96百万円、資金調達費用は同1億87百万円減少し7億33百万円となりました。

「信用保証業、与信事務受託業」における外部顧客に対する経常収益は、前連結会計年度比13百万円減少し4億21百万円、セグメント利益は同87百万円増加し3億93百万円となりました。

また、「銀行業」のセグメント資産は、前連結会計年度末比218億59百万円減少し2兆3,818億13百万円、セグメント負債は同173億50百万円減少し2兆2,796億20百万円となりました。

「信用保証業、与信事務受託業」のセグメント資産は、前連結会計年度末比2億28百万円減少し119億41百万円となり、セグメント負債は同4億円減少し74億1百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等により前連結会計年度比146億36百万円減少し、541億77百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の増加や有価証券の売却による収入の減少等により前連結会計年度比720億70百万円減少し、301億46百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額の減少等により前連結会計年度比21百万円増加し、4億12百万円の減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比244億43百万円減少し、1,922億36百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利環境の長期化や金融機関間の競争激化の影響等により、預貸金利鞘の縮小が資金利益の下押し要因となるなど、これまで以上に厳しさを増しています。

当行グループの主要な営業基盤である茨城県についても将来的な地域の人口減少及び高齢化の進展が見込まれており、当行グループが今後も地域経済の発展に貢献していくためには、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築し、安定した経営基盤を確立することが不可欠であると認識しております。

また、今般世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症は、茨城県内の社会や経済活動に多大な影響を及ぼしております。銀行は、社会的・公共的な使命として、地域の中小企業等のお客さまに対する資金対応や貸出条件変更を含めた経営相談に丁寧かつ真摯に取組むことが求められています。過去に経験したことの無い非常事態であるからこそ、「ファースト・コール・バンク」としての存在感を示すときであり、地域金融機関として徹底的にお客さまを支援していくことが重要だと考えます。

このような状況のなか、当行は、2019年4月から2022年3月までの3年間を計画期間とする第4次中期経営計画『「Rising Innovation 2022」～ 選択と集中 ～』を策定し、2019年4月より取組みを開始しました。

第4次中期経営計画の計数目標及び1年目の結果は以下のとおりです。

経営指標	目標(2022年3月期)	1年目の結果(2020年3月期)
コア業務純益	30億円以上	20億円
当期純利益	25億円以上	10億円
自己資本比率	8%台	8.51%
ROE	2.4%以上	0.96%
コアOHR	5%改善	0.84%改善

1年目の結果としては未達成の項目がありますが、今後の計数目標達成に向けて、収益の中核である貸出金利の減少を事業性評価に基づく取引先の経営支援強化等により抑え、また役務取引等収益の増強等により収益機会を拡大していくとともに、抜本的な営業経費の削減に取り組んでいく方針であります。

当行グループは、主たるセグメントである「銀行業」を中心に、グループ一体となってお客さまのニーズにお応えできるよう取組んでおります。セグメント別の業績は上記「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び流動性に係る情報

当行グループの中核事業は銀行業であり、主に茨城県を中心とした地域のお客さまからお預かりした預金を貸出金、有価証券等で運用しております。

資金の流動性については行内に設置したリスク管理委員会で適切に管理しております。

なお、キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は「(1) 経営成績等の状況の概要」、重要な資本的支出は「第3 設備の状況」に記載のとおりです。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の額に影響を及ぼす見積り及び仮定

を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

イ．貸倒引当金

当行グループが保有する貸出金等の債権は、業種の特性上、連結貸借対照表に占める割合が重要であり、信用リスクが顕在化した場合、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があるため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

当行グループは、保有する資産について自己査定を行い、その結果に基づき、貸出金等の債権を「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」の5つに区分し、信用リスクの程度に応じた貸倒引当金を以下のとおり計上しております。

「破綻先」及び「実質破綻先」に係る債権については、債権額から取立不能見込額を直接減額し、直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

「破綻懸念先」に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

当行グループの経営者は、貸倒引当金の算定にあたって用いた会計上の見積りは合理的なものであり、貸倒引当金は貸出金等の回収可能性を十分に検討し、必要額を計上していると判断しております。ただし、国内外の景気動向、取引先の経営状態の悪化等により、信用リスクが上昇した場合には、貸倒引当金の積み増しが必要になる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおりです。

ロ．繰延税金資産

当行グループが連結財務諸表に計上する繰延税金資産は、業種の特性上、貸倒引当金等による将来減算一時差異が多額に発生することで財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があるため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

当行グループは、将来の合理的な課税所得の予測・仮定に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。将来減算一時差異の解消見込年度の一時差異等加減算前課税所得は、毎決算期末時点において、中期経営計画をベースに経営環境や足許の収益状況等を踏まえて策定した収益計画に基づき見積りを行っております。また、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については一定の要件を満たす債務者の状況を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については決算に用いた情報等に基づき将来5年間の解消額を見積っております。そのうえで将来年度の課税所得の十分性を検討し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当行グループの経営者は、繰延税金資産の算定にあたって用いた会計上の見積りは合理的なものであり、繰延税金資産は回収可能性を十分に検討し、回収可能な額を計上していると判断しております。ただし、実際の課税所得の推移等により、将来の課税所得の予測・仮定に基づいた繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産を取り崩すこととなる可能性があります。

(3) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は249億45百万円、部門別では国内業務部門が239億85百万円、国際業務部門が10億79百万円となりました。役務取引等収支は38億92百万円、部門別では国内業務部門が45億8百万円、国際業務部門が63百万円となりました。その他業務収支は9億40百万円、部門別では国内業務部門が6億84百万円、国際業務部門が2億55百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	24,147	1,873		26,021
	当連結会計年度	23,985	1,079	120	24,945
うち資金運用収益	前連結会計年度	24,889	2,127	0	75 26,940
	当連結会計年度	24,680	1,169	121	52 25,676
うち資金調達費用	前連結会計年度	741	254	0	75 919
	当連結会計年度	694	90	0	52 731
役務取引等収支	前連結会計年度	4,345	61	574	3,709
	当連結会計年度	4,508	63	552	3,892
うち役務取引等収益	前連結会計年度	8,173	21	762	7,432
	当連結会計年度	8,336	19	748	7,607
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,828	83	188	3,723
	当連結会計年度	3,828	82	196	3,714
その他業務収支	前連結会計年度	986	1,734		748
	当連結会計年度	684	255		940
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,419	218		1,637
	当連結会計年度	1,332	960		2,293
うちその他業務費用	前連結会計年度	432	1,953		2,385
	当連結会計年度	648	704		1,352

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券及び円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を控除して表示しております。

4. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(4) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は2兆2,953億63百万円、部門別では国内業務部門が2兆3,011億30百万円、国際業務部門が799億86百万円となりました。利回りは1.11%、部門別では国内業務部門が1.07%、国際業務部門が1.46%となりました。資金調達勘定の平均残高は2兆2,754億4百万円、部門別では国内業務部門が2兆2,781億68百万円、国際業務部門が811億79百万円となりました。利回りは0.03%、部門別では国内業務部門が0.03%、国際業務部門が0.11%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(104,814) 2,315,361	(75) 24,889	1.07
	当連結会計年度	(72,958) 2,301,130	(52) 24,680	1.07
うち貸出金	前連結会計年度	1,630,230	21,068	1.29
	当連結会計年度	1,646,036	20,238	1.22
うち商品有価証券	前連結会計年度	445	2	0.48
	当連結会計年度	480	2	0.44
うち有価証券	前連結会計年度	397,269	3,688	0.92
	当連結会計年度	401,015	4,359	1.08
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	118,419	22	0.01
	当連結会計年度	105,655	29	0.02
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度	58,264	35	0.06
	当連結会計年度	68,972	17	0.02
資金調達勘定	前連結会計年度	2,289,005	741	0.03
	当連結会計年度	2,278,168	694	0.03
うち預金	前連結会計年度	2,271,051	251	0.01
	当連結会計年度	2,261,056	202	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	950	0	0.07
	当連結会計年度	109	0	0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	20,000	491	2.45
	当連結会計年度	20,000	493	2.46
うち借入金	前連結会計年度	0	0	0.29
	当連結会計年度	0	0	0.30

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引であります。

3. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度2,998百万円、当連結会計年度2,999百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

4. ()内は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	115,458	2,127	1.84
	当連結会計年度	79,986	1,169	1.46
うち貸出金	前連結会計年度	1,097	5	0.49
	当連結会計年度	174	0	0.31
うち商品有価証券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち有価証券	前連結会計年度	103,198	2,088	2.02
	当連結会計年度	68,646	1,138	1.65
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	560	11	2.13
	当連結会計年度	623	14	2.30
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
資金調達勘定	前連結会計年度	(104,814) 115,006	(75) 254	0.22
	当連結会計年度	(72,958) 81,179	(52) 90	0.11
うち預金	前連結会計年度	4,237	23	0.56
	当連結会計年度	3,481	18	0.52
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	5,908	155	2.63
	当連結会計年度	4,678	19	0.41
うち借入金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			

- (注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。
3. ()内は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,326,005	12,880	2,313,125	26,941	0	26,940	1.16
	当連結会計年度	2,308,157	12,793	2,295,363	25,797	121	25,676	1.11
うち貸出金	前連結会計年度	1,631,328		1,631,328	21,074		21,074	1.29
	当連結会計年度	1,646,210		1,646,210	20,239		20,239	1.22
うち商品有価証券	前連結会計年度	445		445	2		2	0.48
	当連結会計年度	480		480	2		2	0.44
うち有価証券	前連結会計年度	500,468	1,702	498,766	5,776		5,776	1.15
	当連結会計年度	469,661	1,809	467,852	5,497	120	5,377	1.14
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	118,979		118,979	10		10	0.00
	当連結会計年度	106,279		106,279	15		15	0.01
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち預け金	前連結会計年度	58,264	11,177	47,086	35	0	34	0.07
	当連結会計年度	68,972	10,984	57,987	17	0	16	0.02
資金調達勘定	前連結会計年度	2,299,197	11,170	2,288,026	920	0	919	0.04
	当連結会計年度	2,286,388	10,983	2,275,404	732	0	731	0.03
うち預金	前連結会計年度	2,275,289	11,170	2,264,118	274	0	274	0.01
	当連結会計年度	2,264,538	10,983	2,253,554	220	0	220	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	950		950	0		0	0.07
	当連結会計年度	109		109	0		0	0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	25,908		25,908	647		647	2.49
	当連結会計年度	24,678		24,678	512		512	2.07
うち借入金	前連結会計年度	0		0	0		0	0.29
	当連結会計年度	0		0	0		0	0.30

(注) 1. 平均残高欄の「相殺消去額」は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しており、利息欄の「相殺消去額」は連結相殺仕訳として消去した金額であります。

2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度2,998百万円、当連結会計年度2,999百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3. 「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(5) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は76億7百万円、部門別では国内業務部門が83億36百万円、国際業務部門が19百万円となりました。役務取引等費用は37億14百万円、部門別では国内業務部門が38億28百万円、国際業務部門が82百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	8,173	21	762	7,432
	当連結会計年度	8,336	19	748	7,607
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,956	1	0	1,957
	当連結会計年度	2,222	1	0	2,223
うち為替業務	前連結会計年度	1,417	19	0	1,437
	当連結会計年度	1,405	17	0	1,422
うち証券関連業務	前連結会計年度	197			197
	当連結会計年度	209			209
うち代理業務	前連結会計年度	1,644			1,644
	当連結会計年度	1,149			1,149
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	143			143
	当連結会計年度	141			141
うち保証業務	前連結会計年度	680	0	186	493
	当連結会計年度	682	0	195	487
うちその他業務	前連結会計年度	2,132		574	1,558
	当連結会計年度	2,525		552	1,972
役務取引等費用	前連結会計年度	3,828	83	188	3,723
	当連結会計年度	3,828	82	196	3,714
うち為替業務	前連結会計年度	318	82	0	401
	当連結会計年度	325	81	0	407

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

(6) 国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,253,599	3,381	11,094	2,245,886
	当連結会計年度	2,248,583	3,093	10,878	2,240,798
うち流動性預金	前連結会計年度	1,289,754		4,764	1,284,990
	当連結会計年度	1,339,294		4,548	1,334,746
うち定期性預金	前連結会計年度	957,929		6,330	951,599
	当連結会計年度	894,656		6,330	888,326
うちその他	前連結会計年度	5,915	3,381		9,297
	当連結会計年度	14,632	3,093		17,725
譲渡性預金	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
総合計	前連結会計年度	2,253,599	3,381	11,094	2,245,886
	当連結会計年度	2,248,583	3,093	10,878	2,240,798

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

(7) 貸出金残高の状況
業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,646,779	100.00	1,686,026	100.00
製造業	126,829	7.70	126,752	7.53
農業、林業	6,495	0.39	6,989	0.41
漁業	474	0.03	436	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	3,795	0.23	3,610	0.21
建設業	85,872	5.21	91,449	5.42
電気・ガス・熱供給・水道業	17,567	1.07	19,085	1.13
情報通信業	8,825	0.54	9,683	0.57
運輸業、郵便業	51,647	3.14	63,984	3.79
卸売業、小売業	96,275	5.85	105,445	6.25
金融業、保険業	87,448	5.31	86,878	5.15
不動産業、物品賃貸業	243,578	14.79	236,105	14.01
学術研究、専門・技術サービス業	11,719	0.71	11,883	0.70
宿泊業	3,651	0.22	6,250	0.37
飲食業	14,232	0.86	14,519	0.86
生活関連サービス業、娯楽業	18,167	1.10	16,556	0.98
教育、学習支援業	10,056	0.61	9,477	0.56
医療・福祉	72,111	4.38	76,416	4.53
その他のサービス業	25,188	1.53	26,009	1.54
地方公共団体	257,162	15.62	268,073	15.91
その他	505,688	30.71	506,427	30.05
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,646,779		1,686,026	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(8) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	81,156			81,156
	当連結会計年度	69,151			69,151
地方債	前連結会計年度	117,143			117,143
	当連結会計年度	166,122			166,122
社債	前連結会計年度	82,030			82,030
	当連結会計年度	95,069			95,069
株式	前連結会計年度	7,012		1,484	5,528
	当連結会計年度	5,785		1,494	4,290
その他の証券	前連結会計年度	97,918	90,114	288	187,744
	当連結会計年度	55,253	46,057	335	100,975
合計	前連結会計年度	385,261	90,114	1,773	473,603
	当連結会計年度	391,382	46,057	1,830	435,609

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は「国際業務部門」に含めております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3. 「相殺消去額」は、連結会社相互間の取引その他連結上の調整であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.79
2. 連結における自己資本の額	1,070
3. リスク・アセットの額	12,167
4. 連結総所要自己資本額	486

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日
1. 単体自己資本比率(2/3)	8.51
2. 単体における自己資本の額	1,034
3. リスク・アセットの額	12,153
4. 単体総所要自己資本額	486

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	59	77
危険債権	315	300
要管理債権	76	89
正常債権	16,259	16,668

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、営業の効率化及び顧客の利便性向上をはかるべく、店舗等の改修及び事務機器やソフトウェアの投資を行ってまいりました。その結果、当連結会計年度における設備投資の額は、銀行業で893百万円となりました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数(人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行		本店 他142店	茨城県	銀行業	店舗	149,812 (57,736)	8,130	9,427	926		18,484	1,290
		宇都宮支店 他5店	栃木県	銀行業	店舗	4,784 (2,429)	267	36	14		318	37
		松戸支店 他3店	千葉県	銀行業	店舗	4,533 (2,067)	441	409	45		896	26
		東京支店 他1店	東京都	銀行業	店舗	500 (12)	213	5	5		224	18
		事務センター (2カ所)	茨城県 土浦市他	銀行業	事務 センター	16,843 (11,678)	340	358	134		832	77
		寮・社宅 (13カ所)	茨城県 土浦市他	銀行業	厚生施設	29,895 (2,223)	649	677	4		1,331	0
		運動場	茨城県 那珂市	銀行業	厚生施設	19,101 (6,367)	44	19	0		64	0
		その他	茨城県 水戸市他	銀行業	その他	13,062 (1,998)	415	86	21		523	0
		小計				238,533 (84,514)	10,501	11,021	1,153		22,675	1,448
連結 子会 社	筑波ビジネス サービス(株)	本社	茨城県 つくば市	その他	事務所	()			0		0	5
	筑波信用保証 (株)	本社	茨城県 つくば市	信用保証業 、与信事務 受託業	事務所	125 (125)		10	13		23	21
	筑波総研(株)	本社	茨城県 土浦市	その他	事務所	100 (100)			0		0	52
	小計					225 (225)		10	14		24	78
	合計				238,758 (84,739)	10,501	11,031	1,167		22,700	1,526	

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め509百万円であります。
3. 動産は、事務機械518百万円、その他648百万円であります。
4. 店舗外現金自動設備111カ所は上記に含めて記載しております。
5. 上記の他、ソフトウェアは2,019百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

銀行業

新設

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	完了予定年月
				総額	既支払額		
当行	次期営業店端末	茨城県 土浦市他	ソフト ウェア等	2,658	2,278	自己資金	2021年9月

(注) 投資予定金額には、消費税等を含んでおりません。

移転

会社名	店舗名	所在地	設備の 内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	完了予定年月
				総額	既支払額		
当行	千代田支店	茨城県 かすみがうら市	店舗	208	76	自己資金	2020年10月

(注) 投資予定金額には、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	333,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	100,000,000
計	333,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,553,721	82,553,721	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。 (注2、5)
第四種優先株式 (注)1	70,000,000	70,000,000		単元株式数は100株 であります。 (注3、4、5)
計	152,553,721	152,553,721		

(注)1. 第四種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注)2. 普通株式は、議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。

(注)3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第四種優先株式の特質については、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が増減します。また、その修正基準、修正頻度および行使価額の下限等については、以下(注)4.に記載のとおりです。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

(注)4. 第四種優先株式の内容は次のとおりです。

1. 優先期末配当金

当行は、定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主(以下「第四種優先株主」という。)または第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第四種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記2に定める配当率(以下「第四種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)の期末配当金(以下「第四種優先期末配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において第5項に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2. 優先配当率

2012年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第四種優先配当率

第四種優先配当率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「第四種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、第四種優先配当率は第四種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

3. 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

4. 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5. 第四種優先中間配当金

当行は、定款第48条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第四種優先中間配当金」という。）を支払う。

6. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加事項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記の第四種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

7. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、()各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、()第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

2012年7月1日から2031年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下

記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4)当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5)取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6)上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7)下限取得価額

下限取得価額は172円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8)取得価額の調整

イ．第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ()取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- ()取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記ハ.()において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- ()当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.また

は口.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- ()取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- ()株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ.上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- ハ.()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.() または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額（ただし、()の場合は修正価額）とする。
- ニ．上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としてしている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(9)合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10)取得請求受付場所

東京都中央区八重洲1丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11)取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1)金銭を対価とする取得条項

当行は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2)取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1)普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2)一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得金額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1)分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2)株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

13. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 5 . 当行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第96期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日 (注)	709	152,553		48,868		9,376

(注) 第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却したものであります。

(5) 【所有者別状況】
普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		44	30	1,316	77	17	16,631	18,115	
所有株式数(単元)		216,415	11,555	154,916	85,925	86	353,710	822,607	293,021
所有株式数の割合(%)		26.31	1.40	18.83	10.45	0.01	43.00	100.00	

(注) 1. 自己株式22,679株は「個人その他」に226単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。なお、自己株式300株は株主名簿上の株式数であり、2020年3月31日現在の実質的な所有株式数は22,379株であります。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、3単元含まれております。

第四種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		1						1	
所有株式数(単元)		700,000						700,000	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

(注) 自己株式の所有はありません。

(6) 【大株主の状況】
所有株式数別

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	70,000	45.89
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	4,225	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,068	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,246	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,220	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,668	1.09
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	1,591	1.04
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET,CANARY WHARF,LONDON,E14 5JP,UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	1,434	0.94
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常 任代理人 シティバンク、エヌエイ東京支 店)	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,292	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,180	0.77
計		90,928	59.61

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有議決権数別

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議 決権に対す る所有議決 権数の割合 (%)
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	42,257	5.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	40,688	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	32,465	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	22,204	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	16,688	2.02
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	15,911	1.93
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	14,343	1.74
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常 任代理人 シティバンク、エヌエイ東京支 店)	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	12,924	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,805	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,770	1.06
計		218,055	26.51

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 70,000,000		前記「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,238,400	822,381	
単元未満株式	普通株式 293,021		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 82,553,721 第四種優先株式 70,000,000		
総株主の議決権		822,381	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式300株(議決権3個)および株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式300株が含まれております。また、「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式79株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
当行(自己保有株式)	茨城県土浦市中央二丁目 11番7号	22,300		22,300	0.01
計		22,300		22,300	0.01

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株あります。なお、当該株式数は、上記発行済株式の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,535	306,786
当期間における取得自己株式	112	18,410

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
保有自己株式数	22,379		22,491	

(注) 当期間における保有自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨、ならびに同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、年2回の配当を実施できることとしております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図り、地域金融機関として営業力の強化等に活用してまいります。

こうした基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たりの配当金を、普通株式5円、第四種優先株式5銭とさせていただきます。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年5月14日 取締役会決議	普通株式	412	5
	第四種優先株式	3	0.05

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。」を基本理念に掲げ、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識し、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。

当行の取締役会は、取締役10名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。取締役会は毎月1回以上開催しており、重要な経営上の意思決定・業務執行の監督を行っております。なお、経営責任をより明確にする観点から取締役の任期を1年としております。

また、当行は取締役会を諮問する任意委員会として経営諮問委員会・報酬諮問委員会・指名諮問委員会を設置しております。各諮問委員会は、独立性・客観性を担保するため、社外役員を主なメンバーとして構成されており社外取締役を委員長としております。経営上重要な事項等について各諮問委員会からの意見具申等適切な関与・助言を受けることにより公正かつ透明性の高い経営管理態勢の確立に努めております。

当行の監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名は社外監査役であります。監査役会は原則月2回開催しており、監査役は、取締役会・常務会など重要な会議に出席し適切な提言・助言を行い取締役の職務執行を適正に監査しております

さらに、取締役会の下位機関として常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行うとともに、執行役員制度の導入により経営の意思決定の迅速化と施策の適正な執行を促進する体制を整備しております。

これらの体制により、経営監視機能の客観性および中立性は十分に確保できているものと考えております。

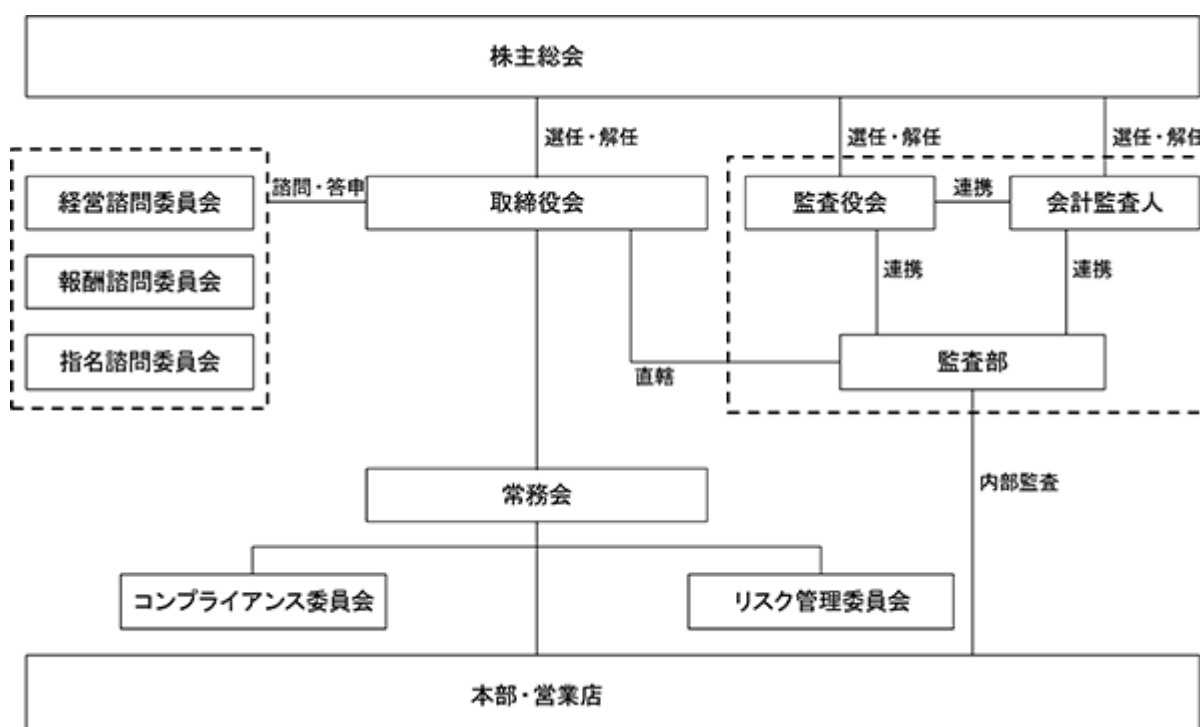
当行の主な機関の目的、権限等は次のとおりであります。

名称	目的・権限	機関等の長	構成員の氏名
取締役会	会社法に定める「会社の業務の執行の決定」・「取締役の職務の執行の監督」、「代表取締役の選定および解職」等を行うことを目的とし、法令および定款に定める事項のほか、当行の重要な業務執行を決定しております。	取締役頭取 生田 雅彦	藤川 雅海、生田 雅彦、越智 悟、篠原 智、木村 伊知郎、瀬尾 達朗、豊田 高久、菊池 謙一、横井 のり枝（社外取締役）、根本 祐一（社外取締役）の10名
監査役会	監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行うことを目的とし、法令および監査役会規程等に定める権限を有するほか、監査役の組織的・効率的な活動を推進し、密接な情報交換を図る体制としております。	常勤監査役 尾崎 聡	尾崎 聡、杉山 勉、堀内 巧（社外監査役）、鈴木 大輔（社外監査役）、田宮 弘志（社外監査役）の5名
経営諮問委員会	社外役員（社外取締役・社外監査役）と経営陣・監査役との連携強化・情報交換・認識共有を図るとともに、経営上重要な事項の決定に際し独立性・客観性を担保するため、同意・意見具申等適切な関与・助言を受けることにより、公正かつ透明性の高い手続を確立することを目的としております。なお、任意の委員会であるため権限はありません。	社外取締役から互選により選出された筆頭取締役を議長とする。	横井 のり枝（社外取締役）、根本 祐一（社外取締役）、堀内 巧（社外監査役）、鈴木 大輔（社外監査役）、田宮 弘志（社外監査役）の5名
報酬諮問委員会	コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役および監査役の報酬制度ならびに具体的な報酬額に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、報酬決定に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外役員の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。任意の委員会であるため権限はありません。	独立社外取締役から互選により選出された取締役を議長とする。	横井 のり枝（社外取締役）、根本 祐一（社外取締役）、堀内 巧（社外監査役）、鈴木 大輔（社外監査役）、田宮 弘志（社外監査役）の5名

名称	目的・権限	機関等の長	構成員の氏名
指名諮問委員会	コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、経営陣幹部の選解任及び取締役の指名に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、選解任および指名に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外役員の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。任意の委員会であるため権限はありません。	独立社外取締役から互選により選出された取締役を議長とする。	横井 のり枝（社外取締役）、根本 祐一（社外取締役）、堀内 巧（社外監査役）、鈴木 大輔（社外監査役）、田宮 弘志（社外監査役）の5名

また、当行は社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

（コーポレート・ガバナンス体制の概要）



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当行は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制の整備・強化に努めております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

- a. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当行は、企業倫理の確立と、法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組む。
 - ・ 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行う。
 - ・ 取締役会は、コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ・ 当行および子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談出来るよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図る。
 - ・ 取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備する。

- ・当行は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適切性を確保する。
また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行う。
 - ・当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しない。
 - ・当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮するため、金融円滑化に関する方針・規程を定め、その取り組みを通じて地域社会・経済の発展に貢献する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき保存、管理する。
 - ・当行は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努める。
 - ・リスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行う。
 - ・各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築する。
 - ・監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は直ちに取締役会等に報告する体制を構築する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行う。
 - ・取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、取締役会が選任した執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行う。取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとする。
- e. 次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)子会社における業務執行については、子会社管理基準に基づき運営、管理する統括部署を置き、適切な管理・指導を行い、業務の状況について適時報告を受ける。
 - (2)当行の監査部署は、必要に応じて子会社へ立ち入り、監査を行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役を補助すべき使用人として、補助使用人1名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化する。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人の任命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
- g. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - ・子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
 - ・上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1)取締役および使用人並びに子会社の取締役等および使用人またこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役(会)に遅滞なく報告するものとする。
また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人並びに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めることができるものとする。
 - (2)前号の報告をした者に対し、不利な取扱いを行わないことを確保する。
- h. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととする。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。
- i. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行う。
また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンス・リスク統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高める。

ロ．コンプライアンス態勢の整備の状況

当行にとってお客さまとの「信頼」「信用」が最大の財産であるとの認識のもと、コンプライアンスを経営の最重要課題と捉え、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会の設置や、各営業店及び本部各部にコンプライアンス責任者としてチーフコンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス担当者であるコンプライアンス・オフィサーを配置しております。

そして、取締役会が策定したコンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを実施しております。さらに頭取メッセージ・筑波銀行行動憲章・行員行動規範・コンプライアンス基本方針・コンプライアンス基本規程等を記載したコンプライアンス・マニュアルをパートタイマーを含む全行員へ配付するなど、コンプライアンスの周知徹底に努めております。

また、公益通報者保護法に基づき行内の内部通報制度として外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令等違反行為の未然防止等によるコンプライアンス態勢の強化を図っております。

ハ．リスク管理態勢の整備の状況

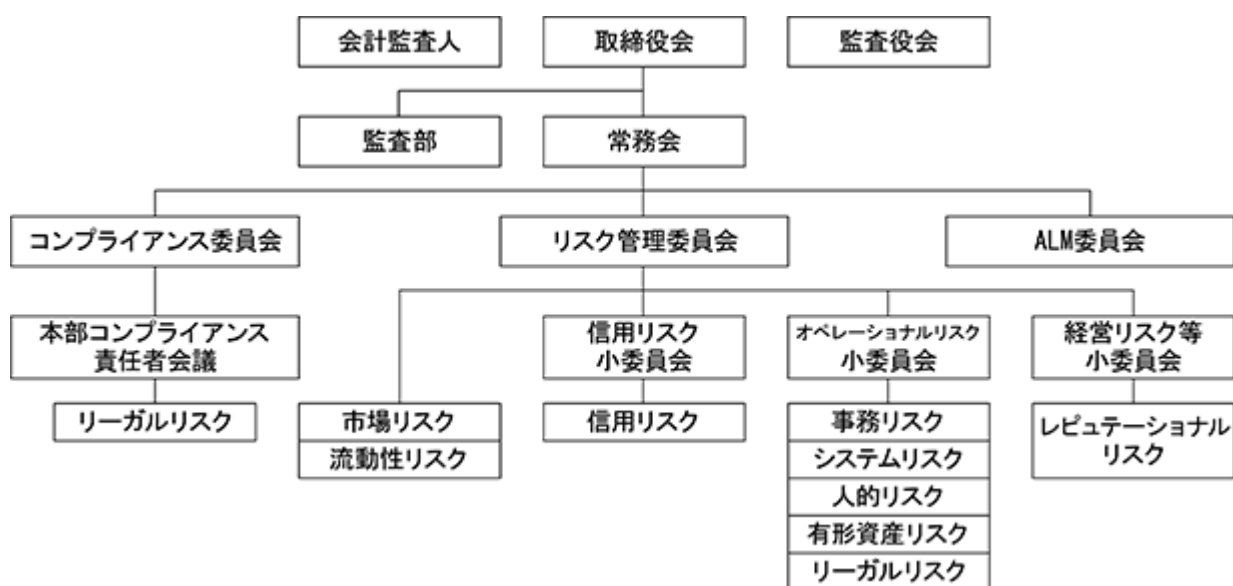
金融、経済の急速な変化とグローバル化の進展を背景に、金融機関の業務内容は急速に変化しており、これに伴って発生するリスクはますます多様化かつ複雑化しております。

当行では、お客さまから信頼される銀行であるためには、経営の健全性の維持と、安定した収益確保の観点からリスク管理を最重要課題の一つと捉え、全行を挙げて取り組んでおります。

また、リスクマネジメントの強化のために、統合的リスク管理規程、リスク管理委員会の運営を通して、経営陣の積極的な関与のもと、リスク管理態勢の整備と運用に努めてまいります。

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク等)、レピュテーションリスク等主要なリスク管理については、所管部がリスクの所在と大きさの把握に努め、管理規程の整備、運用を行っております。さらに定期的開催するリスク管理委員会及び各リスクに対する小委員会において、具体的な各リスクの評価、管理方針等の検討を加え適切なリスク管理に努めております。

(リスク管理体制の概要)



二．取締役の定数

当行の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当行は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ヘ．取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己株式の取得

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・剰余金の配当等

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の決議で定められることにより、株主への機動的かつ柔軟な利益還元を行うことを目的としたものであります。

ト．株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

チ．種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率 6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	藤川 雅海	1952年10月13日生	1976年4月 関東銀行入行 2002年2月 同行ひたちなか支店長 2003年4月 関東つくば銀行ひたちなか支店長 2003年9月 同行研究学園都市支店長兼研究学園都市支店つくばアッセ出張所長 2004年7月 同行総合企画部長 2006年6月 同行取締役総合企画部長 2007年6月 同行常務取締役総合企画部長 2007年7月 同行常務取締役 2008年4月 同行専務取締役 2010年3月 当行専務取締役 2011年4月 同行取締役副頭取 2012年6月 同行取締役頭取 2019年6月 同行取締役会長(現職)	(注) 3	普通株式 147,200
取締役頭取 (代表取締役)	生田 雅彦	1960年10月12日生	1984年4月 関東銀行入行 2006年4月 関東つくば銀行石岡支店長 2007年7月 同行総合企画部副部長 2010年3月 当行総合企画部副部長兼共同化推進室長 2010年8月 同行神栖支店長兼営業本部上席主任調査役 2012年7月 同行執行役員総合企画部長 2014年4月 同行上席執行役員総合企画部長 2015年4月 同行上席執行役員営業本部長 2015年6月 同行取締役営業本部長 2016年4月 同行常務取締役 2018年6月 同行取締役副頭取 2019年6月 同行取締役頭取(現職)	(注) 3	普通株式 62,000
取締役副頭取 (代表取締役)	越智 悟	1960年11月15日生	1984年4月 茨城相互銀行入行 2006年6月 茨城銀行竜ヶ崎支店長 2008年6月 同行事務部長 2010年3月 当行上席執行役員(事務部・人事部担当) 2011年4月 同行上席執行役員ブロック長(牛久ブロック担当) 2011年10月 同行上席執行役員ブロック長(水戸ブロック担当) 2012年4月 同行上席執行役員事務統括部長 2013年4月 同行常務執行役員営業本部長 2015年4月 同行常務執行役員(市場金融部・総務部担当) 2015年6月 同行常務取締役 2018年6月 同行専務取締役 2020年6月 同行取締役副頭取(現職)	(注) 3	普通株式 56,400
専務取締役 (代表取締役)	篠原 智	1961年4月22日生	1985年4月 関東銀行入行 2005年4月 関東つくば銀行谷田部支店長 2007年10月 同行法人部副部長 2010年3月 当行営業統括部副部長兼資産運用推進室長 2010年10月 同行筑西支店長 2012年7月 同行執行役員筑西支店長兼下館支店長 2012年11月 同行執行役員営業本部副本部長 2014年4月 同行上席執行役員営業本部副本部長 2015年4月 同行上席執行役員営業推進部長兼地区本部長 2015年7月 同行常務執行役員営業推進部長兼地区本部長 2015年10月 同行常務執行役員営業推進部長 2016年4月 同行常務執行役員営業本部長 2016年6月 同行取締役営業本部長 2017年6月 同行常務取締役営業本部長 2018年6月 同行専務取締役営業本部長 2019年4月 同行専務取締役(現職)	(注) 3	普通株式 47,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	木村 伊知郎	1959年11月7日生	1984年4月 茨城相互銀行入行 2000年6月 茨城銀行常北支店長 2002年4月 同行総合企画部主任調査役 2003年6月 同行江戸崎支店長 2003年10月 同行江戸崎支店長兼美浦支店長 2006年6月 同行高萩支店長 2007年6月 同行牛久支店長 2008年6月 同行竜ヶ崎支店長 2010年1月 同行営業統括部副部長 2010年3月 当行営業本部ブロック長(鹿嶋ブロック担当) 2011年4月 同行水戸営業部長 2012年7月 同行執行役員水戸営業部長 2014年4月 同行上席執行役員営業本部副本部長 2015年4月 同行上席執行役員地区本部長 2016年4月 同行上席執行役員営業推進部長 2017年4月 同行常務執行役員営業副本部長 2017年6月 同行常務取締役(現職)	(注)3	普通株式 36,600
常務取締役	瀬尾 達朗	1963年8月28日生	1986年4月 関東銀行入行 2005年7月 関東つくば銀行大みか支店長 2007年10月 同行ひたちなか支店長 2010年3月 当行ひたちなか支店長 2011年10月 同行日立支店長 2013年4月 同行融資部長 2014年4月 同行執行役員融資部長 2015年10月 同行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2016年4月 同行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2017年6月 同行取締役本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2018年6月 同行常務取締役(現職)	(注)3	普通株式 32,800
常務取締役 営業本部長	豊田 高久	1962年7月17日生	1985年4月 関東銀行入行 2004年10月 関東つくば銀行太田支店長 2007年10月 同行多賀支店長 2008年11月 同行日立支店長 2010年3月 当行日立支店長 2011年10月 同行営業推進部長 2011年12月 同行営業推進部長兼営業企画部長 2012年4月 同行営業企画部長 2013年4月 同行執行役員本店営業部長兼土浦駅前支店長 2013年5月 同行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2015年4月 同行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2015年10月 同行上席執行役員地区本部長 2017年4月 同行上席執行役員営業推進部長 2018年4月 同行常務執行役員営業推進部長 2018年6月 同行常務取締役 2019年4月 同行常務取締役営業本部長(現職)	(注)3	普通株式 49,063
取締役	菊池 謙一	1962年10月8日生	1985年4月 関東銀行入行 2008年4月 関東つくば銀行総合企画部部長代理 2010年3月 当行総合企画部副部長 2013年4月 同行システム統括部長 2015年4月 同行事務統括部長 2017年4月 同行執行役員事務統括部長 2019年4月 同行上席執行役員事務統括部長 2020年6月 同行取締役(現職)	(注)3	普通株式 15,400

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	横井 のり枝	1972年6月27日生	1998年3月 2000年6月 2000年7月 2003年6月 2003年7月 2011年3月 2011年4月 2014年4月 2016年6月 2019年3月 2019年4月 2019年4月 2020年3月	アンダーセンコンサルティング入社 同社退社 株式会社トークス入社 同社退社 財団法人流通経済研究所入所 同法人退所 流通経済大学流通情報学部専任講師 流通経済大学流通情報学部准教授 当取締役(非常勤)(現職) 流通経済大学流通情報学部准教授退任 日本大学経済学部准教授(現職) 流通経済大学流通情報学部講師(非常勤) 流通経済大学流通情報学部講師(非常勤) 退任	(注)3	普通株式 4,900
取締役	根本 祐一	1952年9月30日生	1976年4月 2006年4月 2008年4月 2011年4月 2015年3月 2015年4月 2016年3月 2016年4月 2018年3月 2019年6月	茨城県信用保証協会入協 同協会本店営業部長 同協会土浦支店長 同協会監事 同協会監事退任 同協会理事 同協会理事退任 同協会参与指導検査室長委嘱 同協会退職 当取締役(非常勤)(現職)	(注)3	普通株式 1,100
常勤監査役	尾崎 聡	1962年3月24日生	1984年4月 2007年7月 2010年3月 2010年8月 2011年10月 2012年7月 2013年4月 2013年7月 2014年4月 2015年6月 2016年4月 2017年6月	関東銀行入行 関東つくば銀行融資部副部長 当行融資部副部長 同行牛久支店長 同行融資管理部長 同行融資部長 同行執行役員融資本部副本部長 同行執行役員融資本部長 同行上席執行役員融資本部長 同行取締役融資本部長 同行取締役 同行常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式 36,700
常勤監査役	杉山 勉	1961年10月29日生	1985年4月 2001年10月 2005年4月 2005年5月 2005年6月 2007年4月 2009年4月 2010年3月 2010年8月 2011年10月 2012年11月 2014年4月 2016年4月 2018年7月 2019年4月 2019年6月	茨城相互銀行入行 茨城銀行赤塚支店長 同行小山支店長 同行営業推進部主任調査役 同行東海支店長 同行本店営業部部長代理 同行綾瀬支店長 当行綾瀬支店長 同行東京支店長 同行牛久支店長 同行事務統括部長 同行執行役員水戸営業部長 同行上席執行役員地区本部長 同行上席執行役員営業推進部長 同行上席執行役員営業副本部長 同行常勤監査役(現職)	(注)5	普通株式 16,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	堀内 巧	1948年 1月16日生	1975年 1月 監査法人朝日会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 1980年 3月 公認会計士登録 2000年 6月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 2010年 6月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)退社 2010年 7月 公認会計士堀内巧事務所設立(現職) 2011年11月 三井不動産プライベートリート投資法人監督役員(現職) 2012年 1月 日本公認会計士協会自主規制・業務本部主任研究員 2014年 8月 全国農業協同組合中央会監事(現職) 2015年 3月 株式会社日本レジストリサービス監査役(現職) 2016年 6月 当行監査役(非常勤)(現職)	(注) 4	普通株式 4,900
監査役	鈴木 大輔	1972年 5月30日生	2000年 4月 司法修習生 2001年10月 検事任官 2012年11月 湊総合法律事務所入所 2017年 8月 瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業入所(現職) 2019年 6月 当行監査役(非常勤)(現職)	(注) 4	普通株式 1,100
監査役	田宮 弘志	1957年10月28日生	1982年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 2005年 4月 日本興亜損害保険株式会社福井支店長 2007年 6月 同社本店営業部第四部長 2012年 4月 同社執行役員北海道本部長 2013年 4月 同社執行役員北海道本部長兼株式会社損害保険ジャパン執行役員北海道本部長 2014年 4月 日本興亜損害保険株式会社取締役常務執行役員兼株式会社損害保険ジャパン常務執行役員 2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員 2015年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社常務執行役員 2016年 3月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社退社 2016年 6月 電気興業株式会社常勤監査役(現職) 2020年 6月 当行監査役(非常勤)(現職)	(注) 6	普通株式
計					普通株式 512,363

- (注) 1. 取締役横井のり枝及び根本祐一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役堀内巧、鈴木大輔及び田宮弘志は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役尾崎聡、堀内巧及び鈴木大輔の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役杉山勉の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役田宮弘志の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当行の社外取締役は2名であり、長年にわたり経済産業界に係る研究や地域金融の円滑化に携わっており、その経歴を通じて培われた幅広い見識から、取締役会に対して有益なアドバイスを行うとともに、職務執行の妥当性や銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能を果たせるものと考えております。

当行の社外監査役は3名であり、弁護士や公認会計士、会社役員としての経験に基づく高い見識により、経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、当行の経営執行等の適法性・妥当性について、独立した立場から監査を行い、経営の監督機能の一層の強化が期待できるものと考えております。

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての選定基準等を踏まえた当行の社外取締役(監査役)の独立性基準に基づき、幅広い見識を持ち、各専門分野や経営に関する豊富な知識経験からの的確な助言とチェック機能を果たすことが可能で一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任しております。

なお、当行の社外取締役(監査役)の独立性基準は以下のとおりであります。

イ. 本人に関する事項

本人が、以下に掲げる者に該当しないこととしております。

(イ) 当行または子会社の業務執行取締役、または執行役員、支店長その他の使用人である者。また、過去

10年間に於いてこれらに該当する者。

社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む。

(ロ) 当行の主要な取引先、もしくは当行を主要な取引先とする者、またはこれらの者が法人である場合は、当該法人の業務執行者。また、過去5年間に於いてこれらに該当する者。

「主要な取引先」とは、直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当行の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上の取引先をいう。

(ハ) 当行の主要な株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはこの者が法人である場合は、当該法人の業務執行者。

(ニ) 当行からの役員報酬以外に、当行もしくは特定関係事業者から、過去3年平均にて年間10百万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。または、今後得る予定がある者。また、これらの者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。

「特定関係事業者」とは、会社法施行規則第2条第3項第19号に掲げる者をいう。

(ホ) 当行の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員である者。

(ヘ) 一定額を超える寄付金を当行から受領している、または今後受領する予定がある団体の業務執行者。

「一定額を超える寄付金」とは、過去3年平均にて年間10百万円または、当該団体の総収入または経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

ロ. 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者に関する事項

本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこととしております。

(イ) 当行及び、特定関係事業者の業務執行者。また、過去5年間に於いてこれらに該当する者。

社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む。

(ロ) 上記イ.(ロ)～(ヘ)に掲げる者。

当行の社外役員はいずれもその他の取締役、監査役と人的関係を有しておらず、当行との間に通常の銀行取引等を除き、一般株主と利益相反が生じるおそれのあるような事情はないものと判断しております。

なお、社外取締役、社外監査役との関係は以下のとおりであります。

- ・ 社外取締役横井のり枝は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。
あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ・ 社外取締役根本祐一は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。
あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ・ 社外監査役堀内巧は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。
あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ・ 社外監査役鈴木大輔は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。同氏が兼職している渥美坂井法律事務所は、当行と通常の銀行取引を行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。
あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ・ 社外監査役田宮弘志は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。
また同氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の重要な会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど外部的な視点からの取締役の業務執行に対するアドバイスを行っております。

社外監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことで十分な連携を保っているほか、内部監査部門や内部統制部門からの報告及び常勤監査役から監査役監査の報告を受け、適切な提言・助言を行うとともに、監査機能の有効性、効率性を高めるため、常勤監査役との連携強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当行は、監査役会制度を採用しており、監査役全員をもって監査役会を構成しております。監査役5名のうち、2名は常勤監査役であり、3名は非常勤の社外監査役であります。

監査役会は原則月2回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
野口 稔夫（注）1	監査役（常勤）	7	7
尾崎 聡	監査役（常勤）	26	26
杉山 勉	監査役（常勤）	19	19
村上 義弘（注）2	監査役（非常勤）	7	6
篠崎 暁（注）3	監査役（非常勤）	26	23
堀内 巧	監査役（非常勤）	26	26
鈴木 大輔	監査役（非常勤）	19	17

- （注）1．常勤監査役野口稔夫は、2019年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
2．監査役村上義弘は、2019年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3．監査役篠崎暁は、2020年6月24日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

イ．監査役会における主な検討事項

- ・取締役会の意思決定状況、職務の執行に係る監督義務の履行状況
- ・内部統制システムの構築・運用状況
- ・不祥事件再発防止策、コンプライアンス態勢への取組状況
- ・顧客保護等管理態勢の整備状況
- ・中期経営計画の進捗状況
- ・コーポレートガバナンス・コードの運用状況

ロ．常勤監査役の主な活動内容

- ・取締役会・常務会・その他重要会議への出席・意見陳述
- ・重要書類等の閲覧
- ・本部各部からの報告聴取
- ・本部及び営業店往査
- ・子会社監査
- ・会計監査人との連携
- ・その他監査業務全般について社外監査役との情報共有

ハ．監査役監査、内部監査及び会計監査人監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

当行の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人監査から成り、それぞれの監査方針や計画、監査実施結果に基づき、定期的に意見や情報の交換を行っており、相互連携を図ることで監査の実効性確保に努めております。

監査役と内部監査部門である監査部は、双方が実施した監査実施結果等を踏まえた意見交換会を月1回開催しているほか、情報交換を随時行いながらお互いの監査品質や効率性の向上に努めております。

監査役と会計監査人は、双方の監査が効果的、網羅的に遂行されるよう策定したコミュニケーション計画に基づく意見交換の他、会計監査人による監査実施時に抽出された問題点や課題等について、随時意見交換を行っております。

また、監査役及び会計監査人は内部統制部門であるリスク統括部とも定期的に意見交換を行っているほか、監査部が内部統制の整備・運用状況について有効性評価を行う体制としております。

内部監査の状況

当行では、内部監査として監査部（事業年度末現在21人）が営業店及び本部、子会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部長及び役付者に講評するほか、取締役会に報告しております。

さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ．継続監査期間

1976年以降（44年間）

ハ．業務を執行した公認会計士

業務執行社員の宮田 世紀氏及び大森 敏晃氏

二．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、その他14名

ホ．会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の再任に関して、業務執行部門及び会計監査人から必要な資料の提出を受け、会計監査人の業務執行が適正に行われているか検証を行いました。この結果、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、監査役会は有限責任 あずさ監査法人を再任することが適当であると判断しました。

また、監査役会は、次のとおり会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めており、有限責任 あずさ監査法人が解任または不再任には該当しないことを確認しております。

（会計監査人の解任または不再任の決定の方針）

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

ヘ．監査役及び監査役会による会計監査人の評価

日本監査役協会が定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえたチェックリスト等に基づき評価・分析を行い、会計監査人の品質管理体制や独立性などが適正であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	64	6	64	3
連結子会社	1		1	
計	65	6	65	3

ロ．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

日本版CRS対応の指導・助言業務、AML/CFT態勢に関する支援業務等であります。

当連結会計年度

日本版CRS対応の指導・助言業務、AML/CFT態勢に関する支援業務等であります。

ハ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません

二．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ホ．監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ヘ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬実績等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定することとしております。また、役員賞与については、業績に連動した報酬としての性格を明確にするため、上記の報酬とは別に年間限度額を定めております。

当行の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2009年9月18日であり、取締役（14人）の報酬額については月額30百万円以内、監査役（5人）の報酬額については月額6百万円以内と決議しています。

当行の役員報酬の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会及び監査役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成されている報酬諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで、取締役会で決議することにより、意思決定の透明性・公正性を確保しています。

また、報酬諮問委員会は取締役・監査役の報酬に関する議案の原案に対する諮問、取締役の個人別報酬額に対する諮問及び取締役の報酬の決定に関する方針・手続に対する諮問に対して意見具申を行っております。

なお、当事業年度における当行役員の報酬等の額については、2019年6月25日の取締役会にて役員報酬の件を決議しました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額				
		(百万円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	その他
取締役 (社外取締役を除く)	8	198	198			
監査役 (社外監査役を除く)	3	37	37			
社外役員	7	24	24			

(注) 監査役及び社外役員の員数及び報酬等の総額には、第95期定時株主総会で退任した監査役1名及び社外役員2名を含んでおります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資とし、配当金収入に加え、当行及び取引先の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上及び地域社会の発展に資することも考慮のうえ保有する株式（みなし保有株式を含む、子会社および関連会社株式を除く）を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）として区分しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行は、政策保有株式について、当行の経営戦略及び企業が当行の営業基盤である地域経済の成長へ貢献しているか等に照らし、当行の企業価値の維持・向上や地域経済の成長に資すると判断される企業の株式を保有しております。保有の適否については、個別銘柄ごとに、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが当行の経営計画における資本コストを踏まえた資本効率性に関する指標に見合っているかを定期的に精査・検証し、総合的に判断を行います。保有の意義が希薄となったと考えられる株式については、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を行ったうえで縮減していくことを基本方針とします。

また、上場株式にかかる保有の合理性については、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、「リスク・リターン指標（RORA等）」の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。「保有目的の適切性」の確認の結果、保有の意義が希薄となっていると判断される場合および「リスク・リターン指標」が基準値を下回る場合、簿価に対する評価損益の状況、投資先の県内関連性の有無、業務提携・再生支援目的の有無、投資先の成長性、銀行取引の中長期的採算性等を加味し、保有の適否を総合的に判断します。なお、当行の取締役会は、2020年3月末基準で行った検証の結果、上場株式21銘柄について政策保有株式として保有の合理性が認められると判断しました。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	21	1,687
非上場株式	74	924

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式			
非上場株式	1	3	保有先企業の資産運用サービス事業部門が持つノウハウ、預り資産販売ツール、研修機能等を活用することで、顧客本位の業務運営の確立に向けた預り資産提案力の強化を図るといった戦略上の保有意義等に資すると総合的に判断したものの。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	2	288
非上場株式	1	1

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注1) 及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
SOMPOホールディングス株式会社	124,250	184,250	当社との取引状況・経緯および業務の関連性を踏まえ、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	415	755		
株式会社京葉銀行	304,406	304,406	当社との取引状況・経緯を踏まえ、今後の関係性維持・強化や採算性改善の余地を見込んでおり、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	162	196		
株式会社東京精密	50,000	50,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	154	140		
野村ホールディングス株式会社	316,500	316,500	当社は当行の幹事証券会社であるほか様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	144	126		
株式会社栃木銀行	781,550	781,550	当社は顧客利便性向上を目的としたATM提携や営業戦略上重要な地域振興協定締結先であり様々な分野で協力関係にあること等を加味し、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	121	183		
株式会社千葉銀行	254,000	254,000	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	120	152		
CYBERDYNE株式会社	240,000	240,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	96	164		
総合警備保障株式会社	17,000	17,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	89	81		
株式会社ジョイフル本田	64,600	64,600	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	80	90		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	24,258	35,258	当社との取引状況・経緯および業務の関連性を踏まえ、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	73	118		
株式会社タカラレーベン	162,000	162,000	当社の地域経済への貢献度合や営業戦略上の関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	56	55		
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ	133,086	133,086	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	41	56		
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	25,974	25,974	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	29	40		
ホリイフードサービス株式会社	60,000	60,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	28	36		
株式会社千葉興業銀行	103,800	103,800	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	26	31		

水戸証券株式会社	96,000	96,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	18	19		
株式会社ジャックス	7,400	7,400	当社とはローン保証提携等の分野で協力関係にあること等営業戦略上の関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	13	13		
株式会社ティビシィ・スキヤット	8,000	8,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	8	10		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	44,552	44,552	当社とは証券代行等の業務委託や様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	5	7		
株式会社大和証券グループ本社	3,000	3,000	当社は当行の幹事証券会社であるほか様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	1	1		
日本銀行	10	10	本邦の中央銀行であることを踏まえ総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	0	0		
株式会社武蔵野銀行		11,600	当社とはシステム共同化や顧客利便性の向上を目的とした様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しておりますが、双方合意のうえ、保有目的を純投資目的に変更しました。	無
		25		

- (注) 1. 定量的な保有効果は、個別の取引状況等を開示できないため記載が困難であります。
2. 保有の合理性は、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、「リスク・リターン指標（RORA等）」の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。
3. 特定投資株式とみなし保有株式における同一銘柄は、株式数及び貸借対照表計上額を合算しておりません。
4. 「 」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注2)及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
住友不動産株式会社	249,000	249,000	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	656	1,141		
東京海上ホールディングス株式会社	65,000	65,000	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	321	348		
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	325,000	325,000	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	312	355		
株式会社宮崎銀行	66,300	66,300	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	158	183		
株式会社琉球銀行	119,500	119,500	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	126	134		
株式会社千葉興業銀行	192,000	192,000	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	48	57		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	104,400	104,400	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	12	17		

- (注) 1. 定量的な保有効果は、個別の取引状況等を開示できないため記載が困難であります。
2. 保有の合理性は、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、「リスク・リターン指標（RORA等）」の

基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。

3. 特定投資株式とみなし保有株式における同一銘柄は、株式数及び貸借対照表計上額を合算しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
上場株式	20	1,173	20	1,838
非上場株式	1	180	1	180

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	40	142	38
非上場株式	4		

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当ありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社武蔵野銀行	11,600	15

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同財団等の主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	8 226,881	8 200,274
買入金銭債権	5,829	5,843
商品有価証券	453	436
金銭の信託	3,000	2,969
有価証券	2, 8, 13 473,603	1, 2, 8, 13 435,609
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9 1,646,779	3, 4, 5, 6, 7, 9 1,686,026
外国為替	5,349	10,374
その他資産	8 18,283	8 17,366
有形固定資産	11, 12 23,800	11, 12 22,992
建物	11,744	11,031
土地	10 10,174	10 9,971
建設仮勘定	34	292
その他の有形固定資産	10 1,847	10 1,697
無形固定資産	4,161	4,854
ソフトウェア	2,224	2,019
その他の無形固定資産	1,937	2,835
退職給付に係る資産	2,268	2,486
繰延税金資産	2,739	2,385
支払承諾見返	1,271	1,105
貸倒引当金	12,791	13,077
資産の部合計	2,401,627	2,379,649
負債の部		
預金	8 2,245,886	8 2,240,798
債券貸借取引受入担保金	8 29,483	8 20,000
外国為替	164	75
その他負債	10,801	9,656
賞与引当金	829	803
退職給付に係る負債	1,732	910
役員退職慰労引当金	10	9
執行役員退職慰労引当金	51	46
睡眠預金払戻損失引当金	252	193
ポイント引当金	13	14
偶発損失引当金	310	373
再評価に係る繰延税金負債	10 357	10 357
支払承諾	1,271	1,105
負債の部合計	2,291,167	2,274,345

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	30,447	30,447
利益剰余金	28,862	29,672
自己株式	6	7
株主資本合計	108,171	108,981
その他有価証券評価差額金	1,294	3,814
土地再評価差額金	10 413	10 413
退職給付に係る調整累計額	582	276
その他の包括利益累計額合計	2,289	3,678
純資産の部合計	110,460	105,303
負債及び純資産の部合計	2,401,627	2,379,649

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
経常収益	38,119	37,819
資金運用収益	26,940	25,676
貸出金利息	21,074	20,239
有価証券利息配当金	5,778	5,379
コールローン利息及び買入手形利息	10	15
預け金利息	34	16
その他の受入利息	63	56
役務取引等収益	7,432	7,607
その他業務収益	1,637	2,293
その他経常収益	2,108	2,241
償却債権取立益	315	469
その他の経常収益	¹ 1,792	¹ 1,772
経常費用	36,123	35,186
資金調達費用	920	732
預金利息	274	220
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	647	512
借入金利息	0	0
役務取引等費用	3,723	3,714
その他業務費用	2,385	1,352
営業経費	² 26,661	² 25,783
その他経常費用	2,432	3,602
貸倒引当金繰入額	1,509	1,153
その他の経常費用	³ 923	³ 2,449
経常利益	1,995	2,632
特別利益	2	132
固定資産処分益	2	12
受取保険金		64
移転補償金		55
特別損失	209	138
固定資産処分損	45	5
減損損失	⁴ 163	⁴ 115
災害による損失		17
税金等調整前当期純利益	1,788	2,626
法人税、住民税及び事業税	308	249
法人税等調整額	396	1,153
法人税等合計	704	1,403
当期純利益	1,083	1,223
親会社株主に帰属する当期純利益	1,083	1,223

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	1,083	1,223
その他の包括利益	1 362	1 5,967
その他有価証券評価差額金	510	5,108
退職給付に係る調整額	148	858
包括利益	1,446	4,744
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,446	4,744

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	28,211	6	107,521
当期変動額					
剰余金の配当			433		433
親会社株主に帰属する当期純利益			1,083		1,083
自己株式の取得				0	0
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			650	0	650
当期末残高	48,868	30,447	28,862	6	108,171

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	784	413	730	1,928	109,449
当期変動額					
剰余金の配当					433
親会社株主に帰属する当期純利益					1,083
自己株式の取得					0
土地再評価差額金の取崩					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	510	0	148	361	361
当期変動額合計	510	0	148	361	1,011
当期末残高	1,294	413	582	2,289	110,460

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	28,862	6	108,171
当期変動額					
剰余金の配当			412		412
親会社株主に帰属する当期純利益			1,223		1,223
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			810	0	810
当期末残高	48,868	30,447	29,672	7	108,981

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,294	413	582	2,289	110,460
当期変動額					
剰余金の配当					412
親会社株主に帰属する当期純利益					1,223
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,108		858	5,967	5,967
当期変動額合計	5,108		858	5,967	5,157
当期末残高	3,814	413	276	3,678	105,303

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,788	2,626
減価償却費	2,176	2,026
減損損失	163	115
貸倒引当金の増減()	411	285
賞与引当金の増減額(は減少)	23	25
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	373	218
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	150	821
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	0
執行役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6	5
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	28	58
ポイント引当金の増減額(は減少)	1	1
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	0	
偶発損失引当金の増減()	14	62
資金運用収益	26,940	25,676
資金調達費用	920	732
有価証券関係損益()	69	1,672
金銭の信託の運用損益(は運用益)	107	20
為替差損益(は益)	1,610	2,054
固定資産処分損益(は益)	43	7
貸出金の純増()減	13,461	39,246
預金の純増減()	29,118	5,088
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	2,698	2,163
コールローン等の純増()減	74	14
債券貸借取引受入担保金の純増減()	9,483	9,483
外国為替(資産)の純増()減	1,461	5,024
外国為替(負債)の純増減()	87	89
商品有価証券の純増()減	247	16
資金運用による収入	27,392	26,245
資金調達による支出	971	957
その他	7,681	1,906
小計	39,112	53,947
法人税等の支払額	428	229
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,540	54,177
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	68,334	144,683
有価証券の売却による収入	112,127	100,318
有価証券の償還による収入	61,970	76,516
金銭の信託の増加による支出	29	
有形固定資産の取得による支出	1,523	538
無形固定資産の取得による支出	2,032	1,544
有形固定資産の除却による支出	32	3
資産除去債務の履行による支出	32	
有形固定資産の売却による収入	103	82
無形固定資産の売却による収入		0
投資活動によるキャッシュ・フロー	102,216	30,146

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	433	412
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	434	412
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	62,241	24,443
現金及び現金同等物の期首残高	154,438	216,679
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 216,679	¹ 192,236

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

会社名

つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社
3月末日 3社

(2) 連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：13年～50年
その他：5年～20年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は23,733百万円（前連結会計年度末は24,326百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金、当座預け金及び普通預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

（未適用の会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う社会・経済活動の停滞については、今後一定期間続くものと想定しております。

当行グループの貸出金等の信用リスクには一定程度の影響があると認識しておりますが、足許では政府・自治体等の緊急経済対策により中小企業の資金繰り支援等が実施されており、当行グループの与信費用への影響は限定的であるとの仮定を以て貸倒引当金を計上しております。

なお、当該仮定は不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が変化した場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
出資金	百万円	110百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	10,268百万円	25,169百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	1,109百万円	1,167百万円
延滞債権額	36,527百万円	36,808百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	26百万円	4百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	7,571百万円	8,942百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	45,234百万円	46,923百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	8,249百万円	5,759百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	67,709百万円	57,010百万円
現金預け金	108百万円	106百万円
計	67,818百万円	57,116百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,538百万円	2,880百万円
債券貸借取引受入担保金	29,483百万円	20,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	390百万円	390百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
金融商品等差入担保金	3,082百万円	3,082百万円
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
保証金	741百万円	698百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	385,939百万円	372,810百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの)	312,613百万円	297,210百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	1,485百万円	1,490百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	17,413百万円	18,307百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	412百万円	412百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(百万円)	(百万円)

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	22,180百万円	25,709百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式等売却益	890百万円	827百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	14,125百万円	13,768百万円
外注委託料	3,161百万円	3,131百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式等売却損	155百万円	920百万円
貸出金償却	395百万円	726百万円
株式等償却	7百万円	279百万円

4. 減損損失

営業活動によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落及び店舗統廃合の決定等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		種類	減損損失額	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	土地及び建物等 (3カ店)	34百万円	建物等 (15カ店)	90百万円
"	遊休資産	土地 (6カ所)	58百万円		百万円
茨城県外	営業店舗	土地及び建物 (2カ店)	70百万円	土地及び建物 (5カ店)	17百万円
"	遊休資産		百万円	土地 (1カ所)	8百万円
合計			163百万円		115百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を1つの単位としております。

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,623	4,047
組替調整額	757	1,486
税効果調整前	865	5,533
税効果額	355	425
その他有価証券評価差額金	510	5,108
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	224	1,063
組替調整額	11	170
税効果調整前	212	1,234
税効果額	64	375
退職給付に係る調整額	148	858
その他の包括利益合計	362	5,967

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553			82,553	
第四種優先株式	70,000			70,000	
合計	152,553			152,553	
自己株式					
普通株式	18	2		20	(注)
合計	18	2		20	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	412	5	2018年3月31日	2018年6月7日
	第四種優先株式	21	0.30	2018年3月31日	2018年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	412	利益剰余金	5	2019年3月31日	2019年6月6日
	第四種優先株式			0	2019年3月31日	2019年6月6日

(注) 第四種優先株式の配当金については、2018年7月9日に預金保険機構が公表しました震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」により算出した額としており、当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」は0.00%であるため配当金の総額および1株当たり配当額は0円としております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553			82,553	
第四種優先株式	70,000			70,000	
合計	152,553			152,553	
自己株式					
普通株式	20	1		22	(注)
合計	20	1		22	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	412	5	2019年3月31日	2019年6月6日
	第四種優先株式		0	2019年3月31日	2019年6月6日

(注) 第四種優先株式の配当金については、2018年7月9日に預金保険機構が公表しました震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」により算出した額としており、当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」は0.00%であるため配当金の総額および1株当たり配当額は0円としております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	412	利益剰余金	5	2020年3月31日	2020年6月5日
	第四種優先株式	3	利益剰余金	0.05	2020年3月31日	2020年6月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	226,881百万円	200,274百万円
通知預け金	17百万円	17百万円
定期預け金	1,258百万円	1,258百万円
その他の預け金	8,925百万円	6,762百万円
現金及び現金同等物	245,081百万円	225,311百万円

(リース取引関係)

該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、信用保証業務等の金融サービス事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金等による資金調達を行い、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。また、お客さまとの取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的要因事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結子会社が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署(フロントオフィス)と市場事務管理部署(バックオフィス)を明確に分離し、さらに市場リスクを担当するリスク統括部署(ミドルオフィス)を設置し、相互牽制機能を確保しております。

() 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠(投資額または保有額の上限)を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月のALM委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。

() 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

() 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間60日（政策投資株式は120日、売買目的有価証券は1日）、信頼水準99%、観測期間1年）を採用しております。

2020年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で171億円（前連結会計年度は104億円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテストを実施しております。

また、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づきALM委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	226,881	226,881	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	66,754	69,754	2,999
其他有価証券	388,822	388,822	
(3) 貸出金	1,646,779		
貸倒引当金（*1）	12,533		
	1,634,245	1,671,847	37,601
資産計	2,316,703	2,357,305	40,601
(1) 預金	2,245,886	2,246,031	144
(2) 債券貸借取引受入担保金	29,483	32,208	2,725
負債計	2,275,370	2,278,240	2,869
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(257)	(257)	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	(257)	(257)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	200,274	200,274	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	64,110	66,517	2,406
其他有価証券	355,794	355,794	
(3) 貸出金	1,686,026		
貸倒引当金(*1)	12,869		
	1,673,156	1,712,068	38,911
資産計	2,293,336	2,334,654	41,318
(1) 預金	2,240,798	2,240,890	92
(2) 債券貸借取引受入担保金	20,000	21,978	1,978
負債計	2,260,798	2,262,868	2,070
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	130	130	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	130	130	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、残存期間に応じた市場利子率に、格付機関による信用格付を基に推計した当行の信用リスクを上乗せした利率を用いております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式(*1)(*2)(*3)	1,378	1,428
組合出資金(*2)(*4)	2,153	1,374
私募投資信託(REIT)	14,493	12,790
合計	18,026	15,593

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。

(*3) 前連結会計年度において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について26百万円減損処理を行っております。

(*4) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	190,832					
有価証券	44,641	116,740	70,970	44,171	101,686	51,259
満期保有目的の債券	2,495	20,440	18,156	11,529	4,469	8,766
うち国債	1,000	9,000	11,500	9,500	1,500	500
地方債	1,495	8,640	5,679	2,029	2,969	8,266
社債		2,800	977			
その他有価証券のうち 満期があるもの	42,145	96,300	52,814	32,642	97,217	42,493
うち国債	12,000	29,000	3,500			2,300
地方債	3,343	19,928	15,853	4,822	27,333	15,066
社債	12,503	21,412	14,919	1,721	5,131	21,907
貸出金(*)	332,585	286,744	209,971	163,156	170,815	423,863
合計	568,059	403,484	280,942	207,328	272,502	475,123

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの59,643百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	164,352					
有価証券	58,898	102,646	55,024	52,070	56,881	78,046
満期保有目的の債券	1,018	29,602	18,555	2,055	4,877	7,245
うち国債		13,500	16,500		2,000	
地方債	1,018	12,325	2,055	2,055	2,877	7,245
社債		3,777				
その他有価証券のうち 満期があるもの	57,879	73,043	36,469	50,015	52,003	70,801
うち国債	28,500	4,000			1,500	2,300
地方債	5,105	33,308	13,366	18,678	28,727	38,277
社債	13,093	21,589	11,698	3,707	11,926	29,023
貸出金(*)	361,999	271,413	223,264	175,943	163,981	433,141
合計	585,250	374,059	278,288	228,014	220,863	511,187

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの56,282百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,043,515	149,837	44,645	6,171	1,715	
債券貸借取引受入担保金	9,483				20,000	
合計	2,052,999	149,837	44,645	6,171	21,715	

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,062,820	141,630	29,309	5,292	1,744	
債券貸借取引受入担保金					20,000	
合計	2,062,820	141,630	29,309	5,292	21,744	

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金
銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	3	3

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	33,626	35,390	1,764
	地方債	29,352	30,482	1,129
	社債	3,774	3,880	105
	その他			
	外国債券			
	その他			
	小計	66,754	69,754	2,999
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債			
	その他	6,000	6,000	
	外国債券			
	その他	6,000	6,000	
	小計	6,000	6,000	
合計	72,754	75,754	2,999	

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	32,531	33,813	1,281
	地方債	27,803	28,862	1,059
	社債	3,775	3,840	65
	その他			
	外国債券			
	その他			
	小計	64,110	66,517	2,406
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債			
	その他	3,000	3,000	
	外国債券			
	その他	3,000	3,000	
	小計	3,000	3,000	
合計	67,110	69,517	2,406	

3. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,527	1,479	1,047
	債券	186,141	183,851	2,289
	国債	47,232	46,765	466
	地方債	77,782	76,669	1,112
	社債	61,126	60,416	709
	その他	79,660	77,981	1,679
	外国債券	54,017	53,372	644
	その他	25,643	24,608	1,035
	小計	268,329	263,312	5,016
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,621	1,961	339
	債券	27,434	27,560	125
	国債	298	302	4
	地方債	10,007	10,047	40
	社債	17,129	17,210	80
	その他	96,342	99,174	2,832
	外国債券	36,097	36,584	487
	その他	60,245	62,589	2,344
	小計	125,399	128,696	3,297
合計		393,728	392,008	1,719

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,682	1,079	602
	債券	159,691	158,297	1,394
	国債	34,287	34,082	205
	地方債	71,773	71,088	684
	社債	53,630	53,127	503
	その他	22,734	22,337	397
	外国債券	20,942	20,575	367
	その他	1,792	1,762	30
	小計	184,109	181,715	2,394
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,178	1,429	250
	債券	106,540	107,403	862
	国債	2,332	2,349	17
	地方債	66,546	67,041	494
	社債	37,662	38,012	350
	その他	68,866	73,962	5,095
	外国債券	25,114	25,748	634
	その他	43,752	48,213	4,461
	小計	176,586	182,795	6,208
合計		360,696	364,510	3,814

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	13,168	890	155
債券	36,522	757	
国債	18,323	299	
地方債	5,082	212	
社債	13,116	244	
その他	55,511	471	1,121
外国債券	45,187	218	690
その他	10,324	253	431
合計	105,202	2,119	1,277

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	15,822	625	920
債券	21,040	186	0
国債	1,517	2	
地方債	18,547	145	0
社債	975	38	
その他	63,939	2,247	716
外国債券	51,352	960	70
その他	12,587	1,287	645
合計	100,802	3,059	1,637

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当連結会計年度における減損処理額は、株式252百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1ヶ月平均時価(債券は連結決算期末日時価)が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1ヶ月平均時価(債券は連結決算期末日時価)が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	102

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	2,969	25

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	1,719
その他有価証券	1,719
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	425
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,294
()非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,294

当連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	3,814
その他有価証券	3,814
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,814
()非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,814

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	57,800		257	257
	買建	70		0	0
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
合 計				257	257

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	32,939		130	130
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
合 計				130	130

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引
該当ありません。
- (4) 債券関連取引
該当ありません。
- (5) 商品関連取引
該当ありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度としてキャッシュバランスプランを基本とした確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用するほか、確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、退職一時金制度の一部には退職給付信託を設定しており、積立型制度となっております。

確定拠出年金制度では、給与に基づいた掛金を拠出しております。

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,668	15,583
勤務費用	442	444
利息費用	59	34
数理計算上の差異の発生額	190	151
退職給付の支払額	777	805
退職給付債務の期末残高	15,583	15,105

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	15,768	16,215
期待運用収益	267	274
数理計算上の差異の発生額	33	1,215
事業主からの拠出額	777	765
退職給付の支払額	563	559
退職給付信託設定額		1,300
年金資産の期末残高	16,215	16,779

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	15,583	15,105
年金資産	16,215	16,779
	631	1,674
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	631	1,674

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債	1,636	812
退職給付に係る資産	2,268	2,486
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	631	1,674

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	442	444
利息費用	59	34
期待運用収益	267	274
数理計算上の差異の損益処理額	11	170
その他	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	247	34

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	212	1,234
合計	212	1,234

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	836	397
合計	836	397

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式	39%	27%
債券	29%	32%
一般勘定	12%	12%
その他	20%	29%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度15%、当連結会計年度 19%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、年金資産を構成する有価証券等の過去の運用実績や、運用方針及び市場の動向等を考慮したうえで、それぞれの資産から長期的に期待される収益に基づき設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.22%	0.22%
長期期待運用収益率		
企業年金基金	2.00%	2.00%
退職給付信託	0.00%	0.00%

(注) 当行は、退職給付債務の計算の基礎に「予想昇給率」を組み入れておりません。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	89	96
退職給付費用	15	13
退職給付の支払額	8	11
退職給付に係る負債の期末残高	96	98

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	96	98
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	96	98

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債	96	98
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	96	98

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 15百万円 当連結会計年度 13百万円

4. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度113百万円、当連結会計年度112百万円であり、ます。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,915 百万円	10,805 百万円
繰越欠損金(注2)	3,121	3,057
有価証券償却	1,951	1,868
退職給付に係る負債	795	508
減価償却超過額	1,029	959
その他有価証券評価差額金	1,002	1,887
土地に係る減損損失	329	328
合併による土地評価損	677	640
退職給付に係る調整累計額		120
その他	941	947
繰延税金資産小計	20,765	21,124
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	3,121	3,057
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	12,439	14,283
評価性引当額小計(注1)	15,560	17,341
繰延税金資産合計	5,204	3,783
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	556	513
資産除去債務	11	10
退職給付信託設定益	215	215
その他有価証券評価差額金	1,427	658
退職給付に係る調整累計額	254	
繰延税金負債合計	2,465	1,397
繰延税金資産の純額	2,739 百万円	2,385 百万円

(注1) 当連結会計年度において、評価性引当額が1,780百万円増加しております。この増加の主な要因は、その他有価証券評価差額金及び貸倒引当金に係る将来減算一時差異のうち、将来の合理的な見積可能期間において解消する見込みがないものについて、評価性引当額を認識したこと等によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	3	5	3,085		13	12	3,121
評価性引当額	3	5	3,085		13	12	3,121
繰延税金資産							

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*2)		3,039		13		4	3,057
評価性引当額		3,039		13		4	3,057
繰延税金資産							

(*2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4 %	30.4 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.4	2.3
住民税均等割等	2.9	1.7
評価性引当額の増減によるもの	4.3	21.0
その他	1.4	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.4 %	53.4 %

3. 当行グループの繰延税金資産については、基本的に当連結会計年度末において5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、常務会等において経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心に事務受託業、信用保証業、与信事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業の金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループは、当行が営む「銀行業」及び連結子会社の筑波信用保証(株)が営む「信用保証業、与信事務受託業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

「信用保証業、与信事務受託業」は、個人向け貸出の保証業務、担保不動産の調査・評価業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一の方法により算定しております。

なお、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託 業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	37,551	434	37,986	132	38,119		38,119
セグメント間の内部経常収益	34	384	418	498	917	917	
計	37,586	819	38,405	631	39,036	917	38,119
セグメント利益又は損失()	1,796	305	2,101	41	2,060	64	1,995
セグメント資産	2,403,672	12,169	2,415,842	700	2,416,543	14,915	2,401,627
セグメント負債	2,296,971	7,802	2,304,773	129	2,304,903	13,736	2,291,167
その他の項目							
減価償却費	2,165	9	2,175	1	2,176		2,176
資金運用収益	26,940	0	26,941	0	26,941	0	26,940
資金調達費用	921		921		921	0	920
特別利益	2		2		2		2
(固定資産処分益)	2		2		2		2
特別損失	209		209		209		209
(固定資産処分損)	45		45		45		45
(減損損失)	163		163		163		163
税金費用	632	65	697	6	704		704
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,554	0	3,554	1	3,556		3,556

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失()の調整額 64百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額 14,915百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(3)セグメント負債の調整額 13,736百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(4)資金運用収益の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5)資金調達費用の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託 業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	37,259	421	37,680	139	37,819		37,819
セグメント間の内部経常収益	147	504	651	543	1,195	1,195	
計	37,406	925	38,331	682	39,014	1,195	37,819
セグメント利益	2,351	393	2,744	17	2,762	129	2,632
セグメント資産	2,381,813	11,941	2,393,754	810	2,394,565	14,916	2,379,649
セグメント負債	2,279,620	7,401	2,287,022	144	2,287,167	12,821	2,274,345
その他の項目							
減価償却費	2,013	12	2,025	1	2,026		2,026
資金運用収益	25,796	1	25,797	0	25,797	121	25,676
資金調達費用	733		733		733	0	732
特別利益	132		132		132		132
(固定資産処分益)	12		12		12		12
(受取保険金)	64		64		64		64
(移転補償金)	55		55		55		55
特別損失	137	1	138	0	138		138
(固定資産処分損)	4	1	5	0	5		5
(減損損失)	115		115		115		115
(災害による損失)	17		17		17		17
税金費用	1,289	99	1,389	13	1,403		1,403
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,032	50	2,083	0	2,083		2,083

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 129百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額 14,916百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(3)セグメント負債の調整額 12,821百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(4)資金運用収益の調整額 121百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5)資金調達費用の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	21,744	8,004	7,432	938	38,119

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	20,724	8,437	7,607	1,050	37,819

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計		
減損損失	163		163		163

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計		
減損損失	115		115		115

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	914円31銭	851円79銭
1株当たり当期純利益	13円13銭	14円77銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	4円98銭	4円58銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	110,460	105,303
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	35,000	35,003
(うち優先株式の払込金額)	百万円	35,000	35,000
(うち優先配当額)	百万円		3
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	75,460	70,299
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	82,532	82,531

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,083	1,223
普通株主に帰属しない金額	百万円		3
うち優先配当額	百万円		3
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,083	1,219
普通株式の期中平均株式数	千株	82,534	82,532
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円		3
うち優先配当額	百万円		3
普通株式増加数	千株	135,090	184,295
うち優先株式	千株	135,090	184,295

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	9,373	19,174	27,625	37,819
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	576	1,434	1,614	2,626
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	233	706	759	1,223
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2.82	8.56	9.20	14.77

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	2.82	5.73	0.64	5.57

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	225,631	199,024
現金	36,049	35,921
預け金	8 189,582	8 163,102
買入金銭債権	5,829	5,843
商品有価証券	453	436
商品国債	202	168
商品地方債	251	268
金銭の信託	3,000	2,969
有価証券	1, 2, 8, 11 475,116	1, 2, 8, 11 437,121
国債	81,156	69,151
地方債	117,143	166,122
社債	82,030	95,069
株式	6,755	5,471
その他の証券	188,030	101,306
貸出金	3, 4, 5, 6, 9 1,646,313	3, 4, 5, 6, 9 1,685,616
割引手形	7 8,249	7 5,759
手形貸付	120,645	132,307
証書貸付	1,446,536	1,472,815
当座貸越	70,881	74,734
外国為替	5,349	10,374
外国他店預け	5,342	10,361
取立外国為替	7	12
その他資産	18,239	17,302
未決済為替貸	7	4
前払費用	433	345
未収収益	2,253	1,916
金融派生商品	173	201
金融商品等差入担保金	3,082	3,082
その他の資産	8 12,289	8 11,752
有形固定資産	10 23,796	10 22,968
建物	11,744	11,021
土地	10,174	9,971
建設仮勘定	34	292
その他の有形固定資産	1,843	1,682
無形固定資産	4,139	4,816
ソフトウェア	2,203	1,981
その他の無形固定資産	1,936	2,834
前払年金費用	1,567	2,451
繰延税金資産	2,982	2,249
支払承諾見返	1,267	1,105
貸倒引当金	10,012	10,466
資産の部合計	2,403,672	2,381,813

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
預金	8 2,256,981	8 2,251,676
当座預金	40,698	44,302
普通預金	1,234,265	1,280,322
貯蓄預金	12,426	12,252
通知預金	2,363	2,416
定期預金	944,741	882,800
定期積金	13,187	11,856
その他の預金	9,297	17,725
債券貸借取引受入担保金	8 29,483	8 20,000
外国為替	164	75
売渡外国為替	14	26
未払外国為替	150	49
その他負債	5,494	4,600
未決済為替借	11	4
未払法人税等	398	368
未払費用	1,231	1,055
前受収益	1,275	1,543
給付補填備金	62	62
金融派生商品	430	71
資産除去債務	89	96
その他の負債	1,994	1,400
賞与引当金	795	771
退職給付引当金	1,800	407
執行役員退職慰労引当金	49	44
睡眠預金払戻損失引当金	252	193
ポイント引当金	13	14
偶発損失引当金	310	373
再評価に係る繰延税金負債	357	357
支払承諾	1,267	1,105
負債の部合計	2,296,971	2,279,620

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	30,447	30,447
資本準備金	9,376	9,376
その他資本剰余金	21,070	21,070
利益剰余金	25,685	26,285
利益準備金	781	863
その他利益剰余金	24,904	25,421
繰越利益剰余金	24,904	25,421
自己株式	6	7
株主資本合計	104,994	105,594
その他有価証券評価差額金	1,294	3,814
土地再評価差額金	413	413
評価・換算差額等合計	1,707	3,401
純資産の部合計	106,701	102,192
負債及び純資産の部合計	2,403,672	2,381,813

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
経常収益	37,586	37,406
資金運用収益	26,940	25,796
貸出金利息	21,074	20,239
有価証券利息配当金	5,778	5,499
コールローン利息	10	15
預け金利息	34	16
その他の受入利息	63	56
役務取引等収益	6,914	7,119
受入為替手数料	1,437	1,422
その他の役務収益	5,477	5,696
その他業務収益	1,637	2,293
国債等債券売却益	1,229	2,231
その他の業務収益	408	61
その他経常収益	2,093	2,196
償却債権取立益	315	469
株式等売却益	890	827
金銭の信託運用益	107	-
その他の経常収益	779	899
経常費用	35,810	35,097
資金調達費用	921	733
預金利息	274	220
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	647	512
借入金利息	0	0
役務取引等費用	3,909	3,909
支払為替手数料	401	407
その他の役務費用	3,508	3,502
その他業務費用	2,385	1,352
外国為替売買損	1,263	633
商品有価証券売買損	0	2
国債等債券売却損	1,121	717
営業経費	1 26,382	1 25,528
その他経常費用	2,210	3,573
貸倒引当金繰入額	1,275	1,110
貸出金償却	395	726
株式等売却損	155	920
株式等償却	4	252
金銭の信託運用損	-	20
その他の経常費用	380	543
経常利益	1,776	2,308

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
特別利益	2	132
固定資産処分益	2	12
受取保険金	-	64
移転補償金	-	55
特別損失	209	137
固定資産処分損	45	4
減損損失	163	115
災害による損失	-	17
税引前当期純利益	1,568	2,302
法人税、住民税及び事業税	246	132
法人税等調整額	386	1,157
法人税等合計	632	1,289
当期純利益	936	1,012

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447	694	24,488	25,182	6	104,492	
当期変動額										
剰余金の配当					86	520	433		433	
当期純利益						936	936		936	
自己株式の取得								0	0	
土地再評価差額金の取崩						0	0		0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	86	416	502	0	502	
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447	781	24,904	25,685	6	104,994	

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	784	413	1,197	105,689
当期変動額				
剰余金の配当				433
当期純利益				936
自己株式の取得				0
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	510	0	509	509
当期変動額合計	510	0	509	1,011
当期末残高	1,294	413	1,707	106,701

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447	781	24,904	25,685	6	104,994
当期変動額									
剰余金の配当					82	495	412		412
当期純利益						1,012	1,012		1,012
自己株式の取得								0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	82	517	600	0	599
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447	863	25,421	26,285	7	105,594

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,294	413	1,707	106,701
当期変動額				
剰余金の配当				412
当期純利益				1,012
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,108	-	5,108	5,108
当期変動額合計	5,108	-	5,108	4,508
当期末残高	3,814	413	3,401	102,192

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：13年～50年

その他：5年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は23,733百万円（前事業年度末は24,326百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う社会・経済活動の停滞については、今後一定期間続くものと想定しております。

当行の貸出金等の信用リスクには一定程度の影響があると認識しておりますが、足許では政府・自治体等の緊急経済対策により中小企業の資金繰り支援等が実施されており、当行の与信費用への影響は限定的であるとの仮定において貸倒引当金を計上しております。

なお、当該仮定は不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が変化した場合には、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	1,504百万円	1,504百万円
出資金	285百万円	441百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	10,268百万円	25,169百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	1,062百万円	1,081百万円
延滞債権額	36,108百万円	36,485百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを

目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	26百万円	4百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	7,571百万円	8,942百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	44,768百万円	46,514百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	8,249百万円	5,759百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	67,709百万円	57,010百万円
預け金	108百万円	106百万円
計	67,818百万円	57,116百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,538百万円	2,880百万円
債券貸借取引受入担保金	29,483百万円	20,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有価証券	390百万円	390百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
保証金	741百万円	686百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	385,939百万円	372,810百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	312,613百万円	297,210百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	412百万円	412百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(百万円)	(百万円)

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	22,180百万円	25,709百万円

(損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	13,389百万円	13,068百万円
外注委託料	3,123百万円	3,111百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2019年3月31日)
該当ありません。

当事業年度(2020年3月31日)
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	1,504	1,504
関連会社株式		
組合出資金	285	441
合計	1,790	1,946

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,105 百万円	10,028 百万円
繰越欠損金	3,109	3,052
有価証券償却	1,951	1,868
退職給付引当金	774	487
減価償却超過額	1,028	959
その他有価証券評価差額金	1,002	1,887
土地に係る減損損失	329	328
合併による土地評価損	677	640
その他	925	927
繰延税金資産小計	19,906	20,180
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3,109	3,052
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	11,603	13,480
評価性引当額	14,712	16,532
繰延税金資産合計	5,193	3,647
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	556	513
資産除去債務	11	10
退職給付信託設定益	215	215
その他有価証券評価差額金	1,427	658
繰延税金負債合計	2,211	1,397
繰延税金資産の純額	2,982 百万円	2,249 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4 %	30.4 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.6	2.6
住民税均等割等	3.2	1.9
評価性引当額の増減によるもの	6.4	25.6
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3 %	56.0 %

3. 当行の繰延税金資産については、当事業年度末において5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	22,511	71	249 (102)	22,333	11,311	690	11,021
土地	10,174	80	283 (4)	9,971			9,971
建設仮勘定	[765] 34	266	8	[765] 292			292
その他の有形固定資産	8,450 [4]	478	279 (8)	8,649 [4]	6,966	466	1,682
有形固定資産計	41,170 [770]	897	821 (115)	41,246 [770]	18,278	1,157	22,968
無形固定資産							
ソフトウェア	5,469	632	959	5,143	3,162	854	1,981
その他の無形固定資産	1,982	1,455	555	2,882	47	1	2,834
無形固定資産計	7,452	2,088	1,514	8,025	3,209	855	4,816

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 当期首残高欄及び当期末残高欄における[]内は、土地再評価差額(繰延税金負債控除前)の残高であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	2,995	3,148		2,995	3,148
個別貸倒引当金	7,016	7,317	656	6,360	7,317
賞与引当金	795	771	795		771
執行役員退職慰労引当金	49	14	19		44
睡眠預金払戻損失引当金	252	9	68		193
ポイント引当金	13	14		13	14
偶発損失引当金	310	373		310	373
計	11,434	11,649	1,539	9,680	11,864

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

- 一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金・・・回収及び洗替による取崩額
- ポイント引当金・・・洗替による取崩額
- 偶発損失引当金・・・洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	398	733	764		368
未払法人税等	78	115	121		72
未払事業税	320	618	642		296

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	<p>当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、水戸市において発行する茨城新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>なお、電子公告は当行ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。</p> <p>https://www.tsukubabank.co.jp/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

(注)2. 特別口座に記載されている単元未満株式の買取りにつきましては、日本証券代行株式会社にて取扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第95期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第96期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

2019年8月9日関東財務局長に提出。

第96期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）

2019年11月25日関東財務局長に提出。

第96期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2019年6月26日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月17日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 世 紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 敏 晃

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社筑波銀行の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社筑波銀行が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 世 紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 敏 晃

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていない。